令和７年度

岸和田市廃棄物統計書

環境農林水産部廃棄物対策課

目　次

１　概況

（１）地勢……Ｐ．１

（２）人口・世帯数の推移……Ｐ．２

２　環境行政

（１）機構……Ｐ．３

（２）関連条例……Ｐ．３

（３）業務内容……Ｐ．３

３　一般廃棄物

（１）概要

ア　沿革……Ｐ．４

イ　事業年表……Ｐ．６

ウ　収集処理経費……Ｐ．８

エ　一般廃棄物の排出量……Ｐ．９

（２）一般廃棄物の収集と処理

ア　一般家庭ごみ

（ア）普通ごみ……Ｐ.10

（イ）空きビン・空きカン・ペットボトル……Ｐ.11

（ウ）プラスチック製容器包装……Ｐ.12

（エ）ペットボトル……Ｐ.13

（オ）紙パック……Ｐ.14

（カ）廃食用油……Ｐ.15

（キ）粗大ごみ……Ｐ.17

（ク）埋立ごみ……Ｐ.20

（ケ）小さな金属類……Ｐ.21

（コ）小型家電……Ｐ.21

（サ）廃蛍光管……Ｐ.23

（シ）廃乾電池……Ｐ.24

（ス）集団回収……Ｐ.25

イ　事業系ごみ……Ｐ.27

ウ　リサイクル事業

（ア）リサイクルボードの管理事業……Ｐ.28

（イ）リユース品（再利用品）無償譲渡会……Ｐ.28

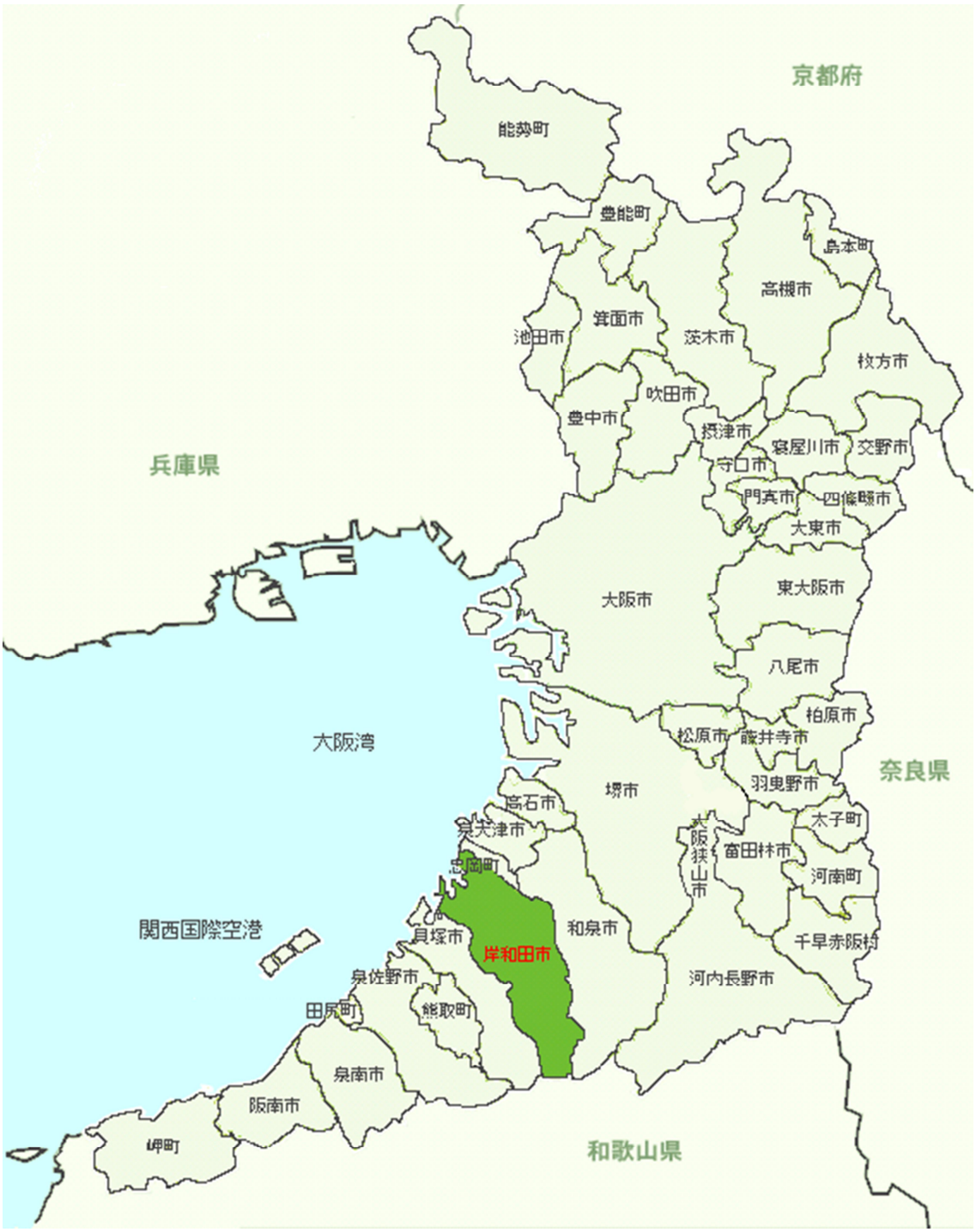
（ウ）家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度……Ｐ.29

エ　美化活動…… P.30
オ　家電４品目…… P.30
カ　不法投棄…… P.31
キ　胞衣・汚物収集運搬…… P.34
ク　一般廃棄物（し尿）処理事業
（ア）概要…… P.35
（イ）し尿の収集運搬、処理…… P.36
（ウ）天の川浄苑におけるし尿及び浄化槽汚泥処理工程…… P.36
（３）ごみの分別及び資源化
ア　ごみの分別収集・回収状況…… P.37
イ　資源物の行き先…… P.38
（４）年度による対比…… P.39
4　害虫駆除
（１）害虫駆除薬散布器材の貸出…… P.40
（２）害虫駆除の問い合わせ…… P.40
（３）ねずみ駆除薬配布…… P.40
5　環境教育の推進
（１）環境フェア…… P.41
（２）岸和田・貝塚３Ｒふれあいフェア…… P.41
（３）出前講座…… P.41
6　市民の環境活動等
（１）まちを美しくする市民運動推進協議会…… P.42
（２）岸和田市廃棄物減量等推進員…… P.44
（３）違法屋外広告物追放登録員…… P.45
7　その他資料
ごみの流れ…… P.46
ごみ処理フロー図…… P.47

1　概況

（1）地勢

岸和田市は、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置し、大阪都心から約 20km、関西国際空港から約 10km の距離にあり、市域の面積は 72.72 ㎢、東西約 7.6km、南北約 17.3km の細長い地形で、おおむね臨海部・平地部・丘陵部・山地部に区分されています。丘陵部から山地部にかけては豊かな自然が残り、岸和田市の特色の一つになっています。

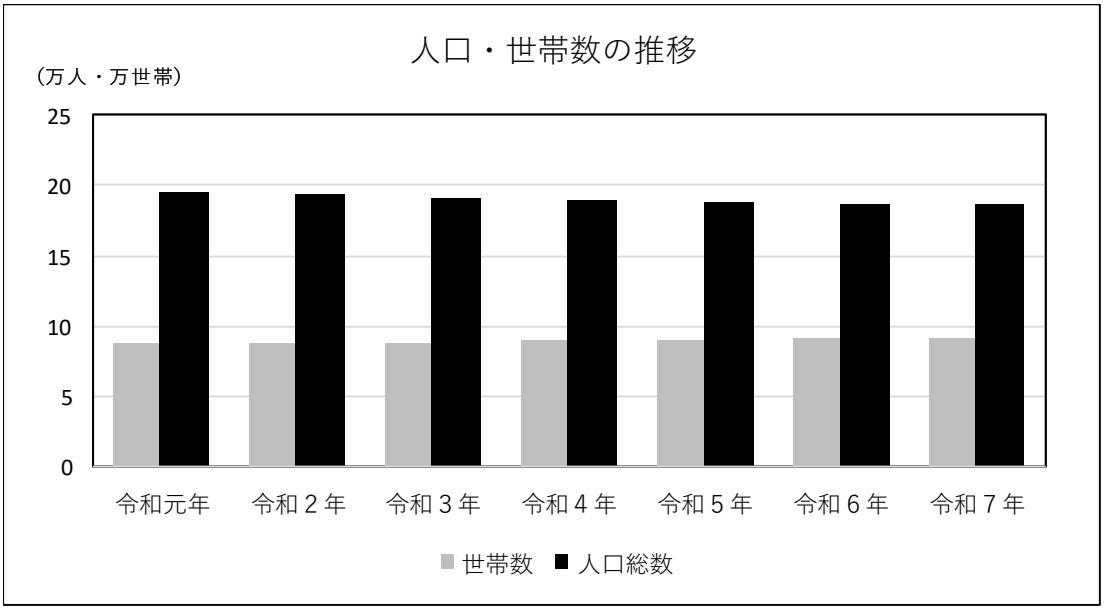


（２）人口・世帯数の推移

（10 月 1 日現在）

年次	世帯数	人口		（単位：人）
		男	女	人口総数
令和元年	87,841	93,273	101,043	194,316
令和２年	88,399	92,638	100,421	193,059
令和３年	88,598	91,724	99,492	191,216
令和４年	89,182	90,972	98,712	189,684
令和５年	89,835	90,329	98,083	188,412
令和６年	90,472	89,471	97,340	186,811
令和７年	91,277	88,866	96,944	185,810

資料：市民課



２　環境行政

（１）機構

環境農林水産部 ―― 廃棄物対策課 ―― 管理担当、収集業務担当、粗大ごみ担当
地域美化担当、減量推進担当、排出指導担当

（２）関連条例

ア　岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例

本条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定されています。

本条例には次の内容が定められています。

市長・市民・事業者の責務、発生抑制と減量義務、多量排出事業者の指導、一般廃棄物の処理に関する内容、清潔の保持、廃棄物減量等推進審議会に関することなど。

イ　その他の条例

・岸和田市天の川浄苑設置及び管理条例
・岸和田市きれいなまちづくり条例

（３）業務内容

(01) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
(02) 一般廃棄物処理業者に関すること。
(03) ごみの排出、分別、減量化及び再生の啓発及び指導に関すること。
(04) 不法投棄の防止及びこれに係る関係機関との連絡調整に関すること。
(05) 再生資源の回収に関すること。
(06) ごみのリサイクルに関すること。
(07) 美化活動に関すること。
(08) 違法屋外広告物の撤去に関すること。
(09) ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。
(10) 感染症の消毒に関すること。
(11) 胞衣汚物及び死獣の処理に関すること。
(12) し尿くみ取りの助成認定に関すること。
(13) 岸和田市天の川浄苑の管理に関すること。
(14) 岸和田市貝塚市清掃施設組合との連絡調整に関すること。
(15) 岸和田市廃棄物減量等推進審議会に関すること。

３　一般廃棄物

（１）概要

ア　沿革

汚物を生活圏から排除する時代

ごみは、人間が生活する中で必ず発生する物であり、ごみ処理も太古の時代からあったと考えられます。

江戸時代になり、人口集中が進む所では、ごみも集中し、また、経済発展にともなう生活レベルの向上により大量のごみが発生しました。

江戸でも、その処理には相当手を焼いていたようです。「会所」と呼ばれる各町共通の空き地にごみを捨て、これを集めて船で東京湾へ運び埋め立てられていました。この時代のごみ処理は、ごみを生活圏から排除することでした。

汚物を焼却する時代へ

明治中期にペストが大流行したため、汚物処理が重視され、明治 33 年には、「汚物掃除法」が制定され焼却が推奨されました。

戦前、岸和田市の清掃は防疫を主として、衛生組合を設立し管理運営されていました。

昭和７年に岸和田市に焼却場が建設され（現中央体育館）、日常的な岸和田市のごみ収集は、焼却場及び市庁舎周辺を戸別収集し、焼却場へ箱車にのせて運んでいたのです。

昭和 39 年には、流木町に処理能力１日あたり 60ｔの「岸和田市塵芥焼却場」が建設され、旧焼却場が廃止されました。しかし、60ｔの焼却量ではすぐに能力不足となり、焼却できない残ごみは、埋立てや現流木墓苑に野積みにする処置がとられました。

昭和 44 年、岸和田市と貝塚市の一部事務組合による「岸和田市貝塚市清掃工場」が建設され、１日 450ｔのごみを焼却できる能力を備えた清掃工場が竣工し、操業を開始しました。

また、昭和 42 年から戸別に収集していたごみをステーション方式へと切り変え、野田町と中町でモデル地域を指定し、市民の協力を得ながら、昭和 48 年には全市域ステーション方式へと移行し、同時に家庭ごみの週２回収集（祝日含む）が実施されるようになりました。

ごみ減量化に向けて

ごみ量の増大に伴い、廃棄物処理の問題が大きくクローズアップされ、平成３年「再生資源の利用の促進に関する法律」が制定され、廃棄物の再利用の促進やリサイクルシステムの構築の大切さが強調されるようになりました。

本市においても、平成２年より、ごみの減量化、資源化に向け、資源ごみ（空きビン・空きカン）の分別収集、廃乾電池の専用回収ボックスの設置（60ヶ所）を実施しました。平成３年４月から古紙等集団回収（103 団体）とコンポストの無償貸与（300 基）を実施し、また、９月より牛乳パックの回収ボックスの設置（13ヶ所）を実施しました。平成４年６月より廃食用油の回収を実施しました。

循環型社会を推進するため、平成５年に環境部リサイクル課を設置し、ごみの減量化、再資源化に向けての啓発事業を進めてきました。11 月に「廃棄物減量等推進審議会」を設置し、翌年１月に「廃棄物減量等推進員」制度を発足させ、地域でのごみ減量化、リサイクルに向け、活動を推進しました。

さらに、平成６年６月からＥＭバケツのモニターを開始し、11 月に「リサイクル展示室」を開設しました。また、平成 22 年からは６月（以前は 11 月上旬）に環境フェアを開催し、ごみの減量化、リサイクル意識の高揚等に取り組んできました。

平成５年３月には「岸和田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」が制定され、平成８年３月にその一部を改正し、事業系ごみの減量化に取り組んでいます。

平成７年６月、循環型の新しいリサイクル社会の構築をめざす「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が制定されました。この法律は、家庭から一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物の回収リサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業所が再商品化（リサイクル）」するという各々の役割分担を規定しています。

本市では、行政と生協やスーパーなど流通業界が協力してペットボトルを回収する実験を行いました。官と民が協力して回収を行う取り組みは全国で初めての試みでありました。実験は平成９年３月まで行われ、「容器包装リサイクル法」が施行された平成９年４月以降はこの「岸和田方式」を本格稼動しましたが、平成 27 年４月から空きビン、空きカン・ペットボトルの混合収集の定着によって、令和４年３月末をもって廃止となりました。

平成 12 年４月「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴い、モデル地域においてプラスチック類の分別収集を実施し、平成 14 年３月市内全域で実施しました。

環境への負荷の低減に向けて

平成 12 年５月に成立した「循環型社会形成推進基本法」の趣旨に即応し、廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物の減量化、リサイクル並びに環境への負荷が低減される社会の実現に向け「粗大ごみの収集運搬手数料」及び「一般家庭ごみ」について、「ごみの収集の有料化」を検討し、平成 14 年７月１日から一般家庭ごみの一部、粗大ごみの有料化（シール制）を導入し、同時に無色透明・白色半透明袋の排出としました。

平成 13 年４月からは「特定家庭用機器再商品化法」が施行され、原則として家電４品目（洗濯機・エアコン・冷蔵庫・テレビ）は、家電小売店での引取りとなりました。また、本市でも収集及び運搬に係る手数料を設定し、収集しています。

平成 14 年５月から埋立ごみの実験回収を行い、翌年４月より市内全域で埋立ごみの回収を実施しました。

不法投棄の抑制と啓発のため、平成 14 年 10 月に不法投棄禁止ポスターを作製し、各町会等に約 1,600 枚を配布し、平成 17 年３月には、全公用車（約 270 台）にマグネット式啓発ポスターを貼付け、パトロールの強化に努めました。また、不法投棄を重点的に監視するため、平成 16 年に不法投棄監視カメラを設置しました。

平成 18 年 11 月より一部事務組合による「岸和田市貝塚市クリーンセンター」へ試験的に搬入を開始しました。（１日あたり焼却能力 531ｔ、粗大ごみ処理能力 41ｔ、資源化処理能力 32.6ｔ）

平成 19 年６月より、分別を細分化するため、町会の協力により、小さな金属類の回収を実施しました。

平成 21 年６月、市議会において「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正」が可決され、平成 22 年４月から一般家庭普通ごみの有料指定袋制が始まりました。

今後のごみ処理に向けて

資源はいずれ枯渇するもの、地球温暖化もいずれおとずれるもの、遠い先のことと安易に思っていたが、すぐそこに迫ってきていると実感することが多くなってきました。

ごみを分別して、資源に再生することが重要な課題となってきました。また、焼却にともない発生するダイオキシンや、最終処分地にも限りがあり、これらへの対策が重要な課題となっています。みんなで力を合わせ、地球にやさしい環境作りを進めることが大切です。

イ　事業年表

年度	月	事　　業
昭和 7年		岸和田市に焼却場建設（現中央体育館）
昭和 39 年		「岸和田市塵芥処理場」建設（処理能力・60ｔ/日）
昭和 42 年		戸別に収集していたごみをステーション方式へ切り変える （野田町と中町をモデル地区に指定）
昭和 44 年		一部事務組合「岸和田市貝塚市清掃工場」建設（処理能力・450ｔ/日）
昭和 48 年		全市域の収集方法を現在のステーション方式へ移行 家庭ごみの週２回収集と祝日収集が実施される
昭和 53 年	６月	「まちを美しくする市民運動推進協議会」が結成
平成 元年	４月	電話受付による粗大ごみの個別収集開始
平成 ２年		資源ごみ（空きビン・空きカン）の分別収集開始
		廃乾電池の専用回収ボックスの設置（60ヶ所）
平成 ３年		「再生資源の利用の促進に関する法律」が制定
	４月	古紙等集団回収（103 団体）
	９月	牛乳パック回収ボックス設置（13ヶ所）
平成 ４年	６月	廃食用油の回収実施
平成 ５年	11 月	環境部リサイクル課を設置　「廃棄物減量等推進審議会」を設置
平成 ６年	１月	「廃棄物減量等推進員」制度を発足
	６月	ＥＭバケツのモニター開始
	11 月	「リサイクル展示室」を設置
平成 ７年	６月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」制定 （容器包装リサイクル法）
平成 ８年	３月	「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」改正
平成 12 年	４月	「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴いモデル地区において、プラスチック類の分別収集を実施
平成 13 年	４月	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」施行
平成 14 年	３月	プラスチック類の分別収集を市内全域実施
	４月	大阪府より大阪府屋外広告物条例第 20 条の２に基づく簡易除却権限の一部委任を受ける
	５月	モデル地区（市内５町会）において埋立ごみの実験回収
	７月	一般家庭ごみの一部、粗大ごみの有料化
	10 月	不法投棄禁止ポスターを製作

平成 15 年	４月	市内全域で埋立ごみの回収を実施
	８月	「違法屋外広告物追放登録員」制度を設置
平成 17 年	３月	不法投棄防止対策（全公用車約 270 台にマグネット式ポスター貼付）強化
平成 18 年	４月	粗大ごみの「ふれあい収集」実施
	６月	市職員による不法投棄防止夜間パトロールを実施
	11 月	一部事務組合「岸和田市貝塚市クリーンセンター」試運転･一般搬入開始 （焼却施設処理能力・531ｔ/日、粗大ごみ施設処理能力・41ｔ/日、 資源化施設処理能力・32.6ｔ/日）
平成 19 年	４月	岸和田市貝塚市クリーンセンター本格稼働
	６月	市内全域で小さな金属類の回収を実施
平成 20 年	４月	環境整備課と廃棄物減量推進課が統合　課名を生活環境課に変更
平成 22 年	４月	一般家庭普通ごみの有料指定袋制を実施
平成 23 年	６月	家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度を実施
平成 25 年	７月	「岸和田市きれいなまちづくり条例」を施行
平成 27 年	４月	空きビン・空きカン・ペットボトルの混合収集を市内全域で実施
平成 29 年	４月	生活環境課と環境保全課が統合　課名を環境課に変更
令和元年	５月	「プラスチックごみゼロ」を宣言
令和２年	４月	環境課から環境保全課と廃棄物対策課に分課
令和３年	４月	使い捨てコンタクトレンズの空ケースの拠点回収を実施
	９月	防鳥用ネットの配布を実施
	11 月	使用済みインクカートリッジの拠点回収を実施
令和４年	３月	ペットボトル拠点回収終了（一部店舗自主回収で継続）
令和５年	11 月	市内７ヶ所に小型家電回収ボックスを設置
令和７年	３月	リサイクルボードの廃止

ウ　収集処理経費

●1t当りの収集処理経費

$$\left(\frac{\text{収集経費　15億4,308万3,321円}}{\text{[収集量] 一般家庭ごみ 34,485t − 直接搬入量 1,865t}} = \text{1t当りの収集経費 47,305円}\right)$$

$$\left(\frac{\text{岸貝分担金 13億8,799万3,525円 ＋ 処理委託費 7,491万3,982円}}{\text{総排出量［収集量］32,619t ＋ 許可 25,722t ＋直接搬入 5,025t}} = \text{1t当りの処理経費 23,087円}\right)$$

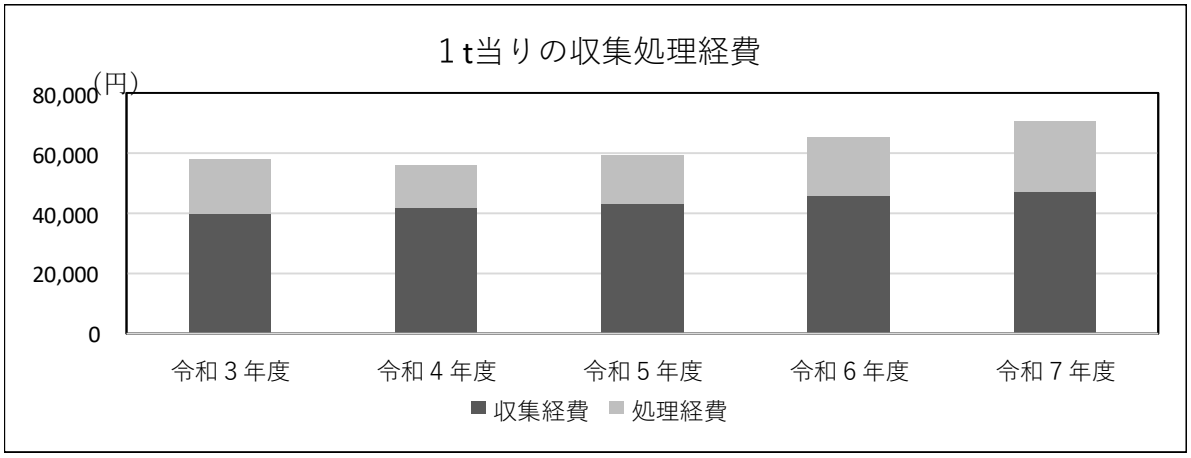
●1人当りの収集処理経費

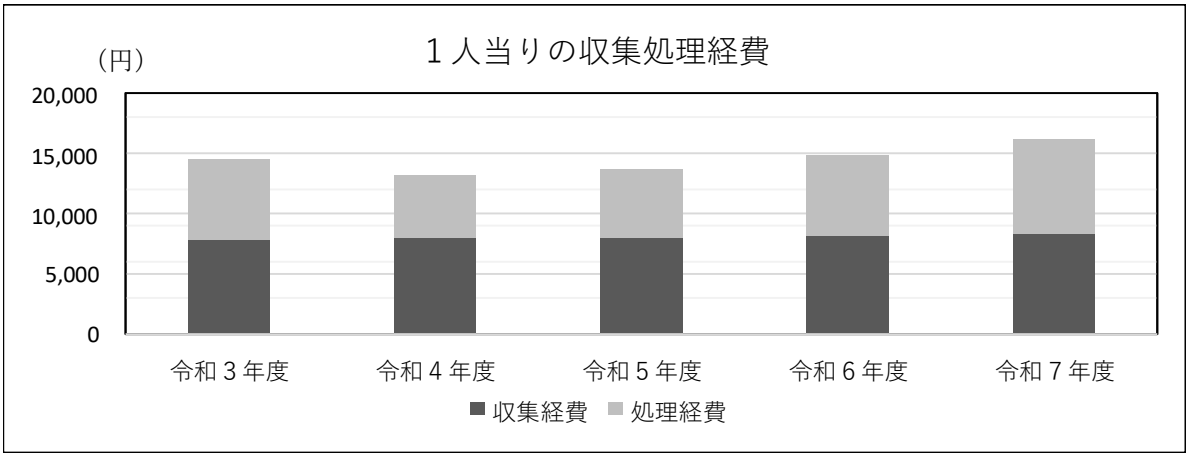
$$\left(\frac{\text{収集経費　15億4,308万3,321円}}{\text{令和7年10月1日現在の人口 185,810人}} = \text{1人当りの収集経費 8,305円}\right)$$

$$\left(\frac{\text{岸貝分担金 13億8,799万3,525円 ＋ 処理委託費 7,491万3,982円}}{\text{令和7年10月1日現在の人口 185,810人}} = \text{1人当りの処理経費 7,873円}\right)$$

年度別収集処理経費　（単位：円）

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１ｔ当り	収集経費	39,626	41,909	43,253	45,720	47,305
	処理経費	18,350	14,088	16,196	19,286	23,087
	合　計	57,976	55,997	59,449	65,006	70,392
１人当り	収集経費	7,782	7,977	7,945	8,175	8,305
	処理経費	6,678	5,113	5,695	6,654	7,873
	合　計	14,460	13,090	13,640	14,829	16,178





エ　一般廃棄物の排出量

岸和田市貝塚市クリーンセンター、及びプラスチック類の中間処理施設への搬入量に集団回収等の地域回収を含んだ総排出量（項目 18、岸和田市の一般廃棄物　総排出量）です。

（単位：ｔ）

区分/年度			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人　　口(人)　(10 月 1 日現在)			191,216	189,684	188,412	186,811	185,810
世　帯　数　　(10 月 1 日現在)			88,598	89,182	89,835	90,472	91,277
一般家庭ごみ	a	１．普通ごみ	28205.82	27515.16	26612.49	25860.13	25533.11
		ア直営	2729.01	2712.70	2604.35	2537.25	2492.79
		イ委託	25476.81	24802.46	24008.14	23322.88	23040.32
	b	２．空きビン・空きカン・ペットボトル	2117.00	2064.09	1974.31	1916.94	1825.06
		ア直営	173.88	173.99	168.74	166.20	158.27
		イ委託	1943.12	1890.10	1805.57	1750.74	1666.79
		３．プラスチック製容器包装	2560.50	2190.46	2029.03	1953.01	1862.00
		ア直営	201.13	174.21	163.80	157.51	150.38
		イ委託	2359.37	2016.25	1865.23	1795.50	1711.62
		４．ペットボトル(直営)	26.46	—	—	—	—
		５．紙パック(委託)	7.40	4.60	4.14	3.52	3.93
		６．廃食用油(委託)	11.18	10.36	9.84	9.03	8.55
	c	７．粗大ごみ	518.57	477.05	440.58	401.81	385.82
		ア直営（可燃性）	321.09	309.46	296.01	273.86	275.73
		ア直営（金属）	197.48	167.59	144.57	127.95	110.69
	d	８．埋立ごみ(直営)	181.00	154.87	144.02	140.23	126.73
		９．小さな金属(直営)	43.12	35.06	32.17	29.11	25.54
		１０.小型家電	—	—	—	4.50	6.30
	e	１１．廃乾電池(直営)	22.51	20.77	19.84	19.80	19.76
		１２．廃蛍光管(直営)	7.79	7.71	8.95	8.04	7.79
	f	１３．直接搬入量	2337.80	2101.74	2208.96	1982.99	1865.47
	g	１４．集団回収(新聞・雑誌・ダンボール等)	3850.01	3626.64	3333.18	3056.64	2814.62
	Ａ．一般家庭ごみ　計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14)		39889.16	38208.51	36817.51	35385.75	34484.68
	比　率（Ａ÷18）		57.32%	55.50%	55.58%	54.90%	54.42%
事業系ごみ	１５．許可業者搬入量		25982.34	27193.18	26027.66	26004.87	25722.18
	a	ア．普通ごみ	25329.12	26629.61	25583.43	25462.66	25337.65
	b	イ．ビン・カン	51.02	54.80	57.08	52.78	47.94
	c	ウ．粗大ごみ	602.20	508.77	387.15	489.43	336.59
		可燃性	530.55	425.79	353.44	458.70	305.63
		不燃性(金属・セトモノ)	71.65	82.98	33.71	30.73	30.96
	f	１６．直接搬入量	3717.12	3440.60	3400.75	3062.69	3159.12
	Ｂ．事業系ごみ　計（15＋16）		29699.46	30633.78	29428.41	29067.56	28881.30
	比　率（Ｂ÷18）		42.68%	44.50%	44.42%	45.10%	45.58%
１７．清掃工場搬入量　計（Ａ＋Ｂ）－（3+5+6+10+14）			63159.53	63010.23	60869.73	59426.61	58670.58
１８．総排出量（Ａ＋Ｂ）			69588.62	68842.29	66245.92	64453.31	63365.98
１９．１人１日当りの排出量(18÷人口÷日数)g			997	994	963	945	934
２０．年間１人当り収集処理経費（円）			14,460	13,090	13,640	14,829	16,178

ａ可燃ごみ　ｂ資源ごみ ｃ粗大ごみ　ｄ不燃ごみ　ｅその他ごみ　ｆ直接搬入ごみ　ｇ集団回収

※平成 27 年４月より、空きビン・空きカン・ペットボトルの混合収集を実施

（２）一般廃棄物の収集と処理

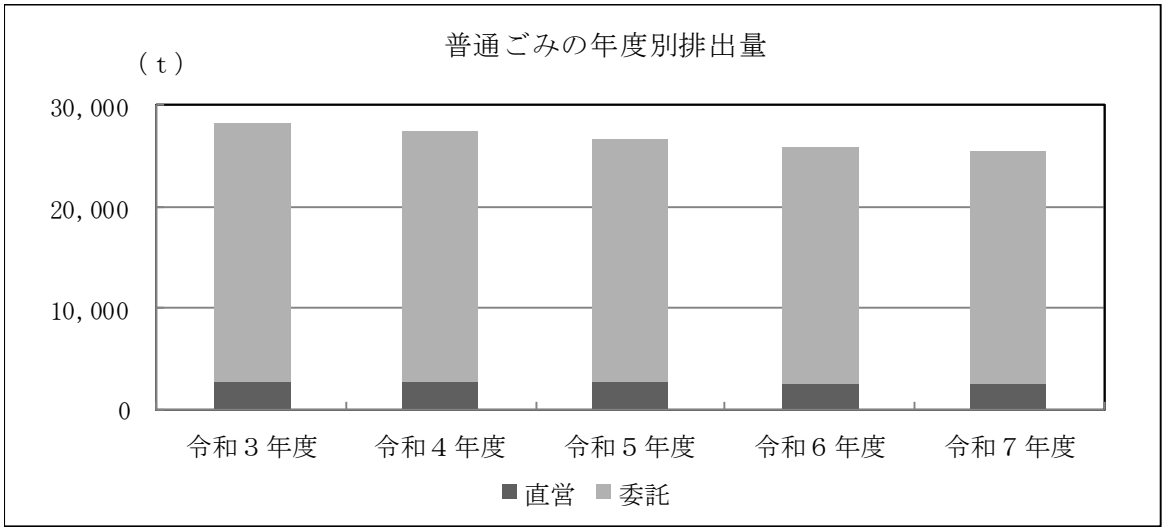
ア　一般家庭ごみ

（ア）普通ごみ

有料指定袋（10ℓ、20ℓ、30ℓ、45ℓ）を使用し排出された普通ごみを、直営及び委託業者９社が、市内全域を週２回のステーション方式で収集しています。

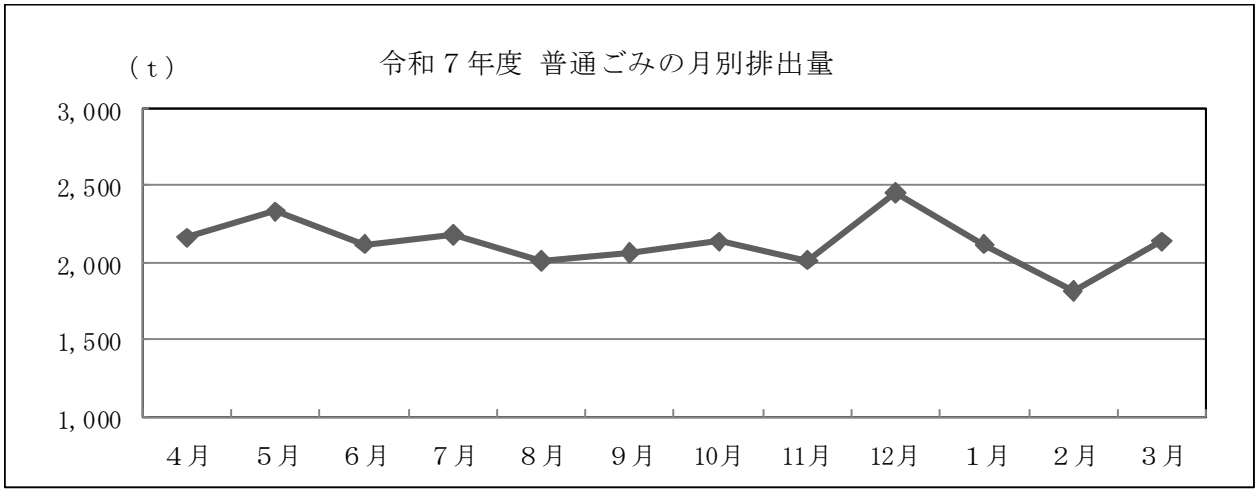
普通ごみの年度別排出量　（単位：ｔ）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
直営	2,729	2,713	2,604	2,537	2,493
委託	25,477	24,802	24,008	23,323	23,040
総排出量	28,206	27,515	26,612	25,860	25,533



令和７年度　普通ごみの月別排出量　（単位：ｔ）

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
2,163	2,330	2,119	2,178	2,008	2,062	2,137	2,015	2,451	2,118	1,815	2,137	25,533



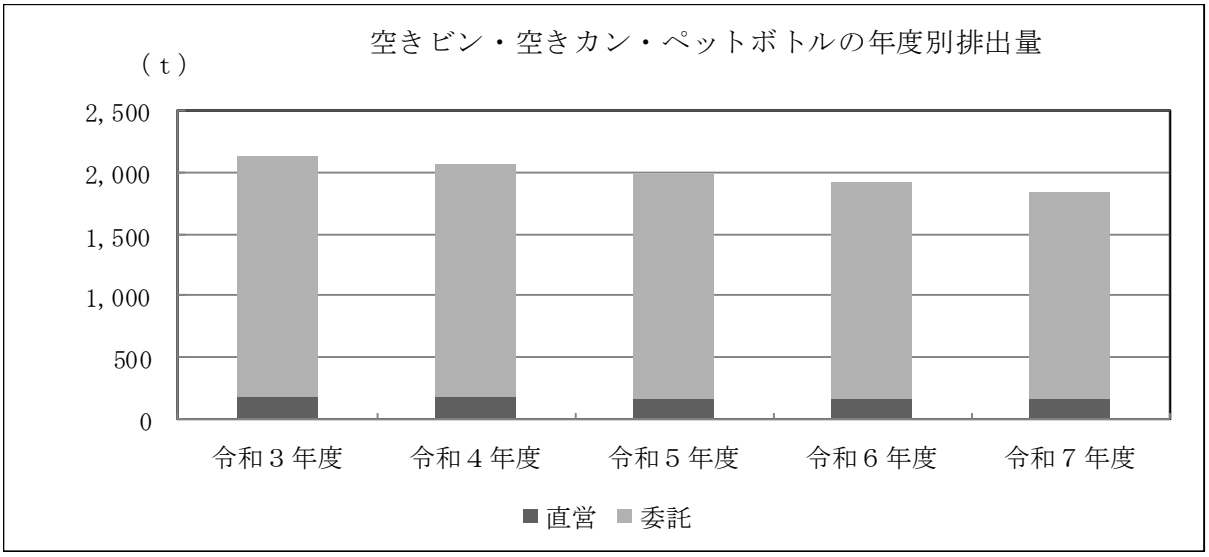
（イ）空きビン・空きカン・ペットボトル

無色透明・白色半透明袋で排出された空きビン・空きカン・ペットボトルを、直営及び委託業者９社が、市内全域を週１回のステーション方式で収集しています。

平成 27 年４月より、空きビン・空きカンに加え、ペットボトルも混合で収集しています。

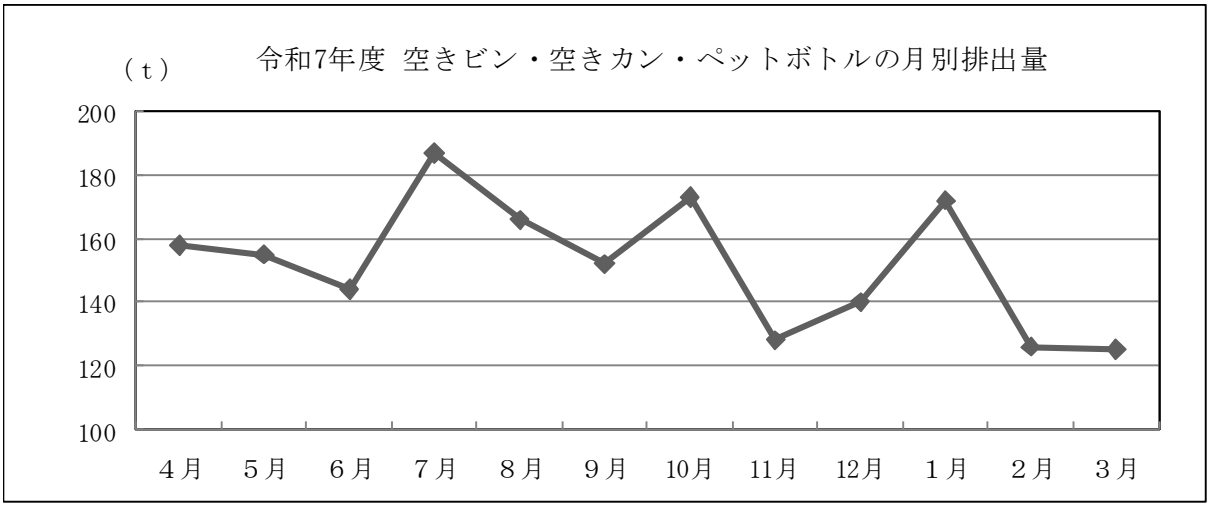
空きビン・空きカン・ペットボトルの年度別排出量　　（単位：ｔ）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
直営	174	174	169	166	158
委託	1,943	1,890	1,806	1,751	1,667
総排出量	2,117	2,064	1,975	1,917	1,825



令和７年度　空きビン・空きカン・ペットボトルの月別排出量　　（単位：ｔ）

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
158	155	144	187	166	152	173	128	140	172	126	124	1,825

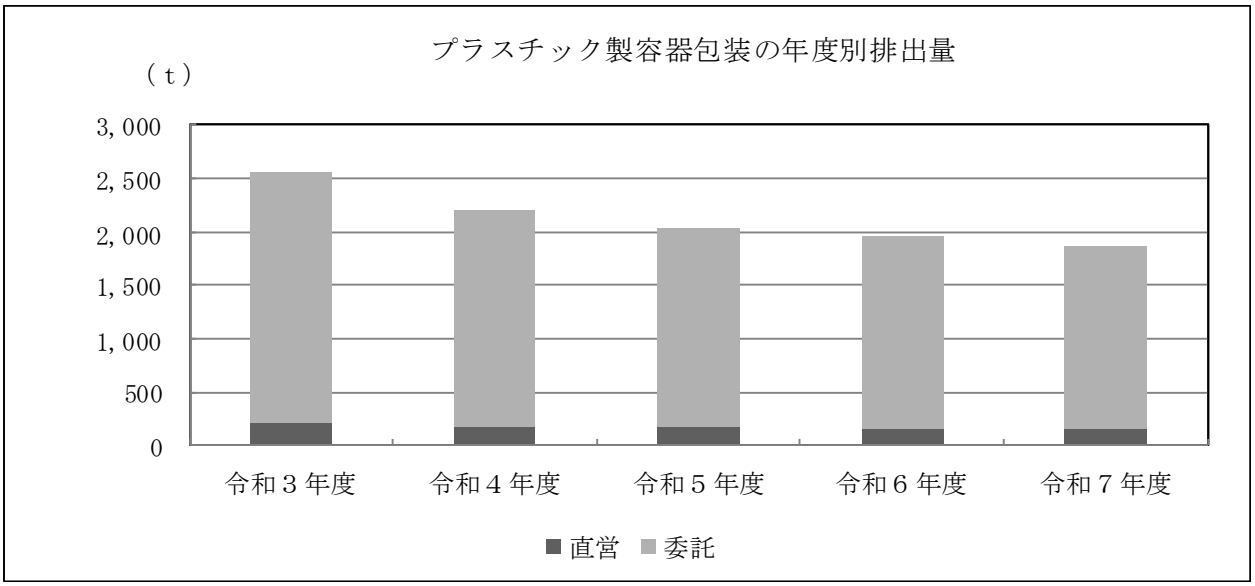


（ウ）プラスチック製容器包装

「容器包装リサイクル法」の完全施行に伴い、モデル地区の収集を経て、平成 14 年３月から市内全域を直営及び委託業者９社が、無色透明・白色半透明袋で排出されたプラスチック類を、週１回のステーション方式で収集しています。

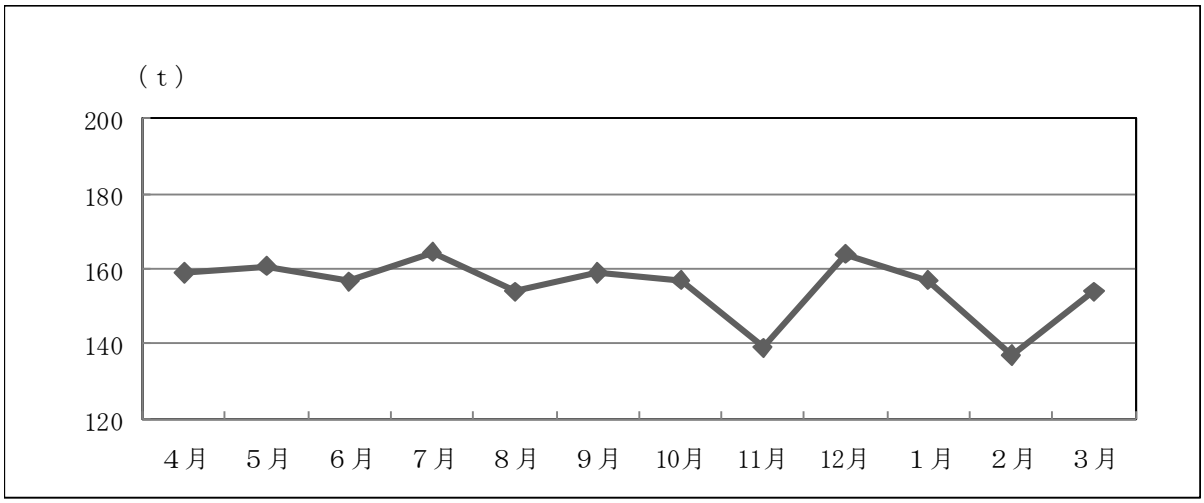
プラスチック製容器包装の年度別排出量　（単位：ｔ）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
直営	201	174	164	158	150
委託	2,359	2,016	1,865	1,795	1,712
総排出量	2,560	2,190	2,029	1,953	1,862



令和７年度　プラスチック製容器包装の月別排出量　（単位：ｔ）

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
159	161	157	164	154	159	157	139	164	157	137	154	1,862

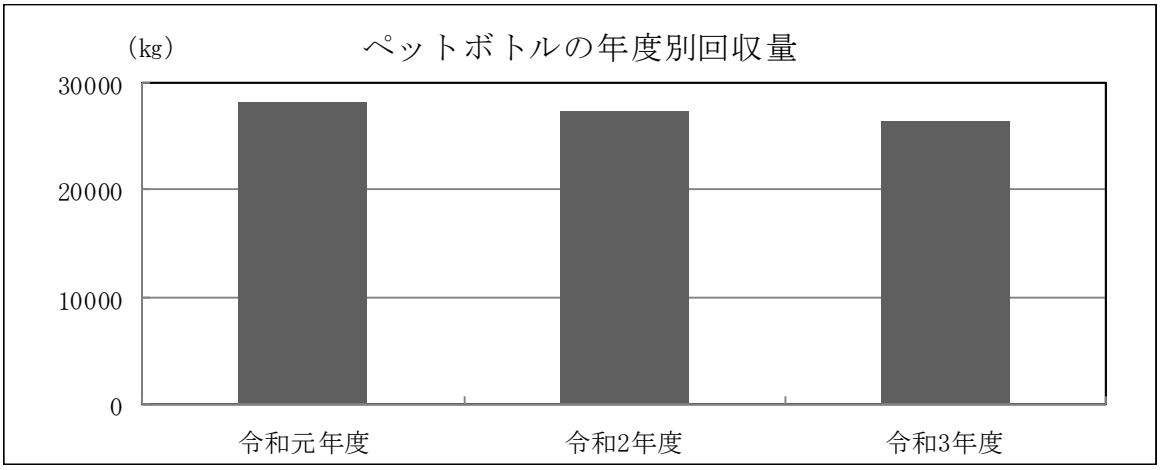


（エ）ペットボトル（拠点回収分）

スーパー等の流通業界の協力のもと、それぞれに拠点を設けて直営で回収を行い、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入していましたが、平成 27 年４月より、空きビン・空きカンとペットボトルの混合収集を行っているため、令和４年３月末で直営での回収を終了しました。

ペットボトルの月別・年度別回収量　（単位：kg）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
令和元年度	2,050	2,510	2,320	3,070	3,190	3,000	2,440	1,960	1,880	2,120	1,670	1,950	28,160
令和２年度	2,030	2,300	2,660	2,870	3,510	2,720	2,090	1,950	1,740	1,750	1,640	2,060	27,320
令和３年度	1,980	2,220	2,480	2,800	3,140	2,720	2,380	2,020	1,870	1,850	1,480	1,520	26,460

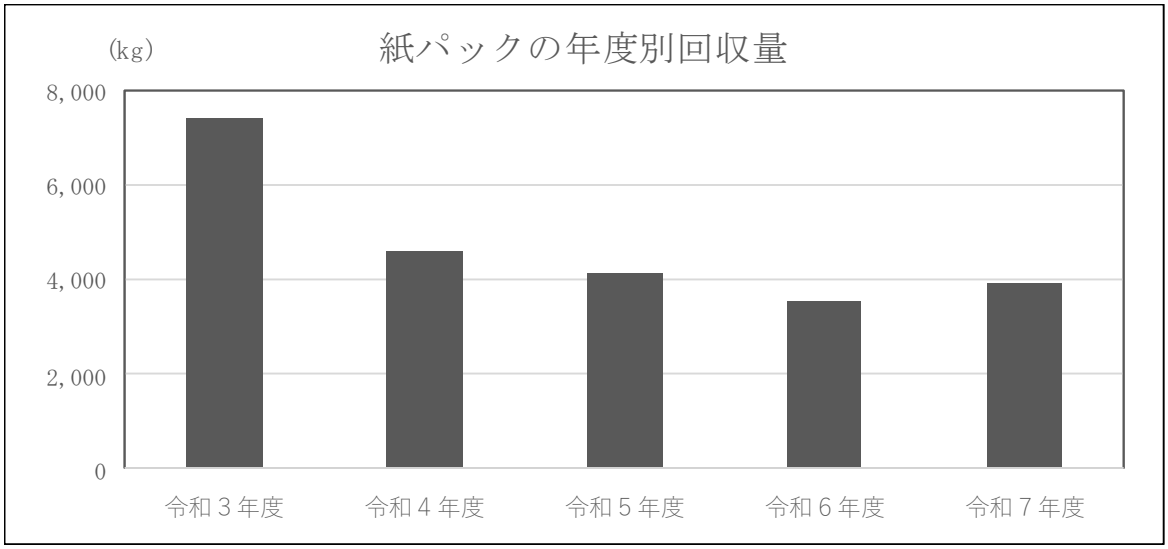


（オ）紙パック

ごみの減量及び森林資源の保護を図るために、市内のスーパーや公共施設等の協力により専用回収ボックスを設置していただいています。本市が委託により回収した量は下表のとおりです。

紙パックの月別・年度別回収量　（単位：kg）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
令和３年度	530	720	710	940	790	720	820	530	410	400	420	410	7,400
令和４年度	470	400	420	420	360	420	560	330	390	290	230	310	4,600
令和５年度	440	310	320	390	410	350	310	340	420	270	230	350	4,140
令和６年度	290	270	330	290	370	420	290	230	240	350	260	180	3,520
令和７年度	270	420	270	460	410	370	390	280	260	340	250	210	3,930



紙パック回収ボックス設置場所

NO	設置場所	NO	設置場所
1	スーパーサンエー 上松店	6	大芝地区公民館
2	スーパーサンエー 久米田店	7	中央地区公民館
3	スーパーサンエー 東岸和田店	8	山滝地区公民館
4	スーパーサンエー フード田中店	9	保健センター
5	男女共同参画センター	10	環境事務所

（カ）廃食用油

各町会や廃棄物減量等推進員の協力を得て集められた廃食用油は、㈱レックスに搬入され、セメント製造の補助燃料として再利用されています。

廃食用油の年度別回収量　（単位：kg）

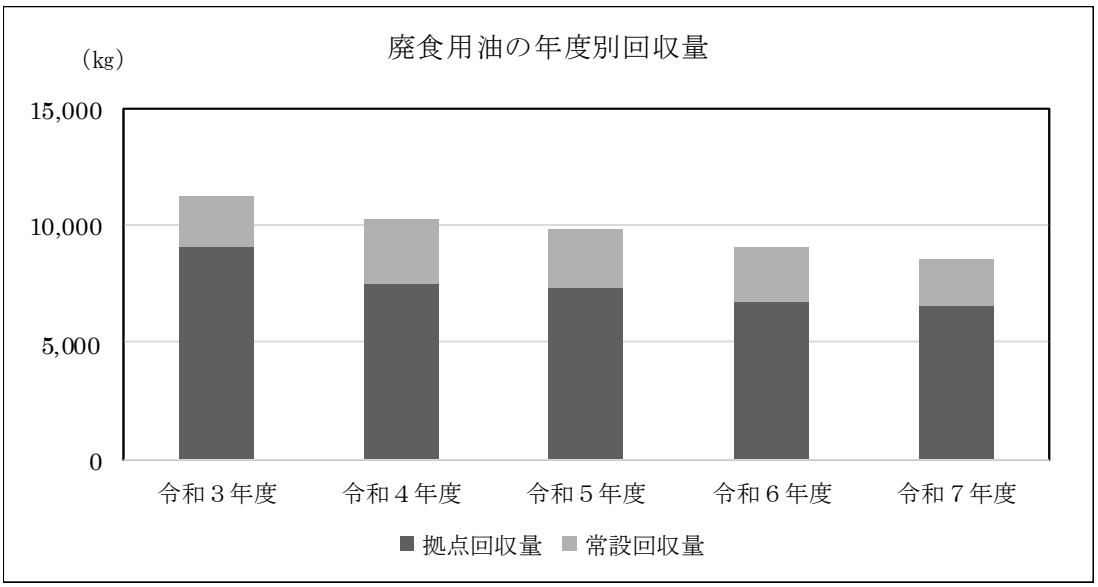
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
拠点回収量	9,090	7,385	7,350	6,720	6,620
常設回収量	2,090	2,975	2,490	2,310	1,930
総回収量	11,180	10,360	9,840	9,030	8,550

令和７年度　廃食用油回収事業拠点回収内訳　（単位：kg）

実施校区名	回　収　量			設置箇所 上半期/下半期
	上半期	下半期	年　間	
太田・旭	281	301	582	9/9
新条・八木北	279	241	520	6/6
山直北・城東	417	246	663	9/9
大宮・山直南	175	130	305	8/8
光明・天神山	248	226	474	10/10
中央・浜・城内	300	370	670	18/21
朝陽・東光	415	422	837	9/7
春木・大芝・城北	467	446	913	15/15
八木南	248	172	420	8/8
常盤	248	260	508	12/12
修斉・東葛城	283	213	496	11/11
八木	175	57	232	7/7
計	3,536	3,084	6,620	122/123

令和７年度　廃食用油回収事業常設回収内訳　　（単位：kg）

町　　名	回収量	収集回数	設置箇所
１．　南上町１丁目	110	2	1
２．　府営並松住宅	10	1	1
３．　上野町東	120	2	1
４．　三田町	370	2	1
５．　三田町小倉	80	1	1
６．　西之内町	120	2	1
７．　加守町３丁目	90	2	1
８．　宮前町	150	2	1
９．　内畑町下出	0	0	1
10.　内畑町沢峯	0	0	1
11.　内畑町辻堂	100	1	1
12.　内畑町西堂	0	0	1
13.　内畑町山口	100	1	1
14.　大沢町	25	1	1
15.　牛滝町	25	1	1
16.　稲葉町	190	2	1
17.　環境事務所	440	1	1
計	1,930	21	17



（キ）粗大ごみ

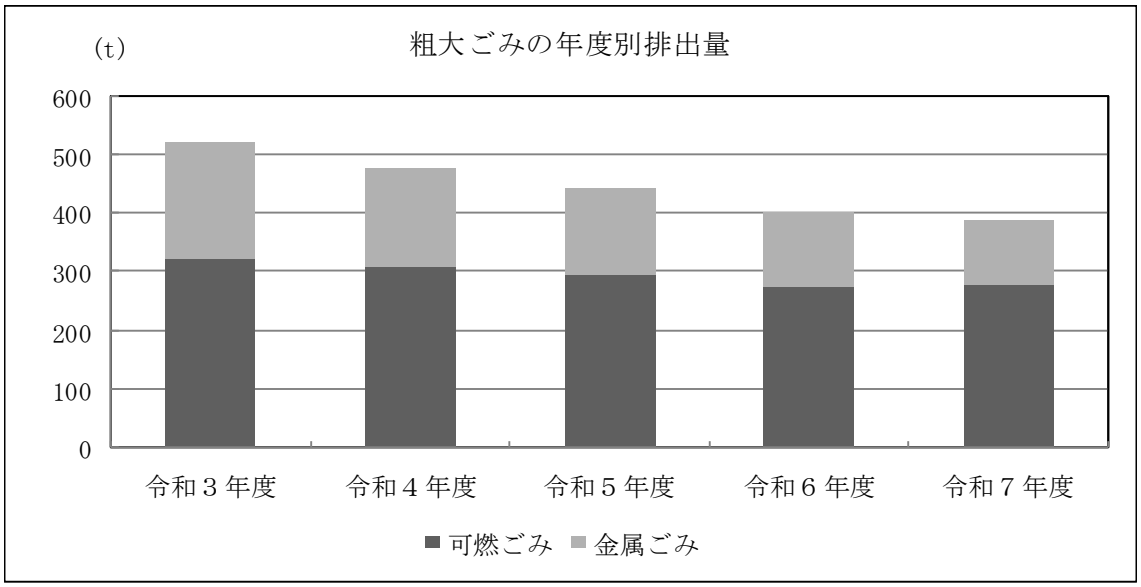
一般家庭から出る粗大ごみは、専用電話で申し込みを受付け、品物に該当する金額の「粗大ごみ処理券」を貼って、屋外の指定場所に排出をお願いする、予約制有料戸別収集（平成14年７月以降）となっており、市内全域を直営で収集しています。

収集できない品物には、タイヤ・バッテリー・建築廃材・消火器・ガスボンベ・危険物・処理が困難なもの・事業所から出るごみ・家電リサイクル法対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機）・パソコン（平成15年10月より製造メーカーリサイクル義務）等があります。

料金区分	品目区分
500円	45ﾘｯﾄﾙ袋に収まる量を基準に袋または箱に詰めて１個
	３辺の長さの合計が３ﾒｰﾄﾙ以内のもの１個
1,000円	上記を超えるもの１個

粗大ごみの年度別排出量　（単位：ｔ）

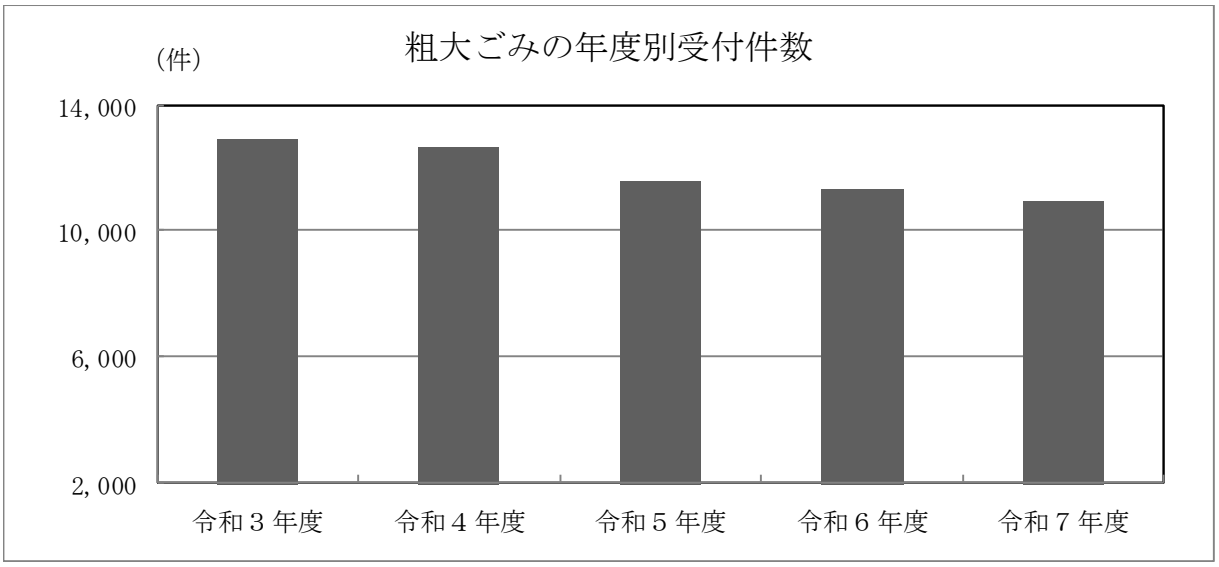
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
可燃ごみ	322	309	296	274	276
金属ごみ	197	168	145	128	110
総排出量	519	477	441	402	386

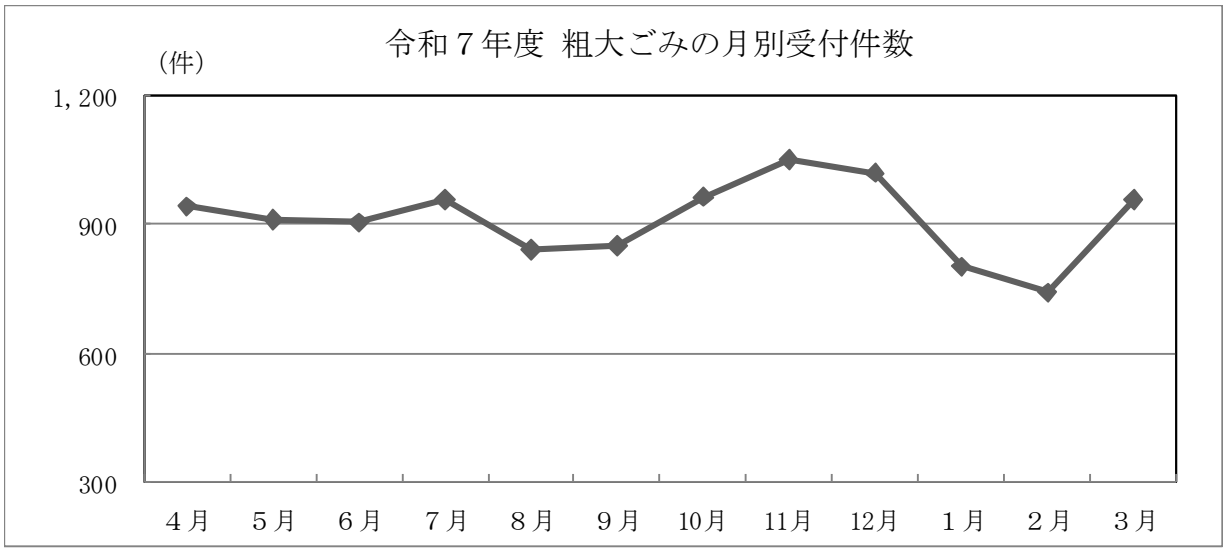


粗大ごみの月別・年度別受付件数　（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
令和３年度	1,103	1,124	1,138	993	1,068	1,098	1,115	1,298	1,289	807	782	1,098	12,913
令和４年度	1,032	1,067	1,130	1,028	984	1,056	1,087	1,199	1,317	919	768	1,078	12,665
令和５年度	890	1,029	954	1,020	999	891	1,091	1,123	1,163	778	784	848	11,570
令和６年度	1,008	1,005	949	1,077	877	827	998	1,124	1,130	778	679	869	11,321
令和７年度	943	911	906	958	841	850	964	1,052	1,021	803	741	959	10,949

※ふれあい収集を含む



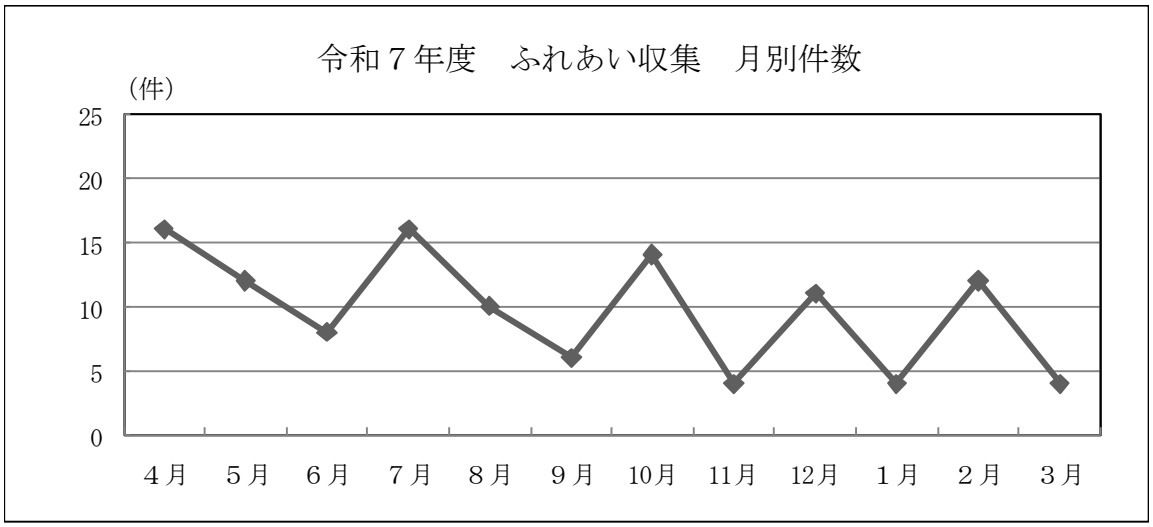


○ふれあい収集（粗大ごみ）

平成 18 年４月より、一人暮らしの高齢者（65 歳以上）や一人暮らしの障害者の方などを対象に、職員が直接出向いて屋内から粗大ごみの運び出しをサポートする「ふれあい収集」を開始し、平成 22 年４月には、高齢者のみで構成されている世帯、障害者のみで構成されている世帯も含め対象が拡大されました。

粗大ごみ　ふれあい収集　月別・年度別件数　　（単位：件）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
令和３年度	26	15	19	19	22	17	26	24	9	32	16	20	245
令和４年度	22	22	25	17	15	16	31	31	10	16	13	19	237
令和５年度	19	22	21	23	26	17	20	24	8	16	20	10	226
令和６年度	13	13	10	16	12	10	19	18	6	10	7	8	142
令和７年度	16	12	8	16	10	6	14	4	11	4	12	4	117



（ク）埋立ごみ

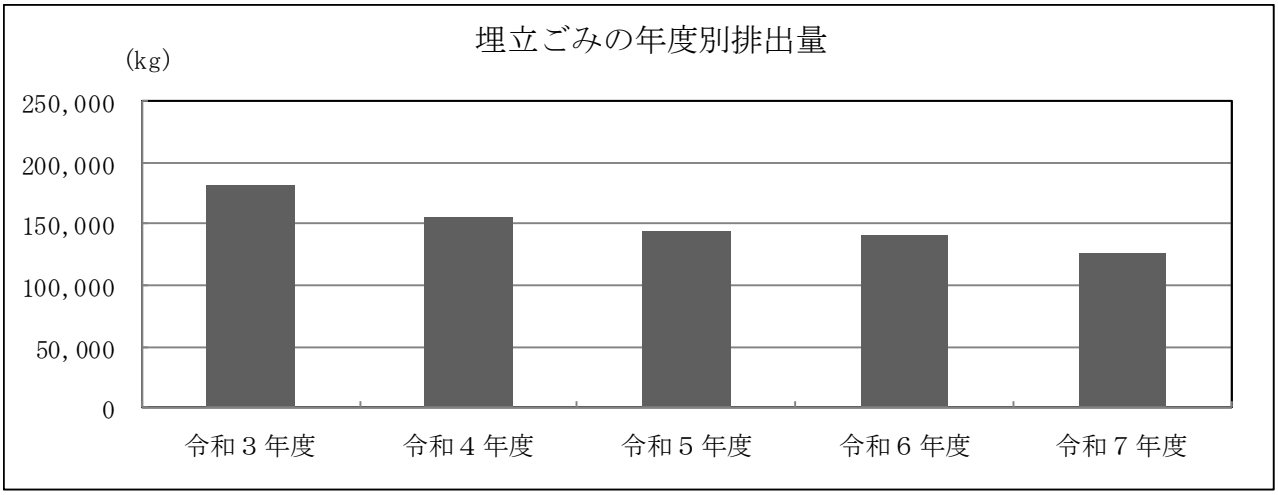
平成 14 年５月からモデル地区での実験回収を経て、平成 15 年４月から市内全域で、埋立ごみの分別回収を実施しました。

回収方法は各町会の協力により２ケ月に１度の日曜日に、町会館、集会所等の指定された場所のコンテナに排出してもらい、月曜日に直営で回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入しています。その後、大阪沖埋立処分場に運ばれます。

対象品目は茶碗・皿等の陶器類、板ガラス、グラス類、化粧品のビン、電球等です。

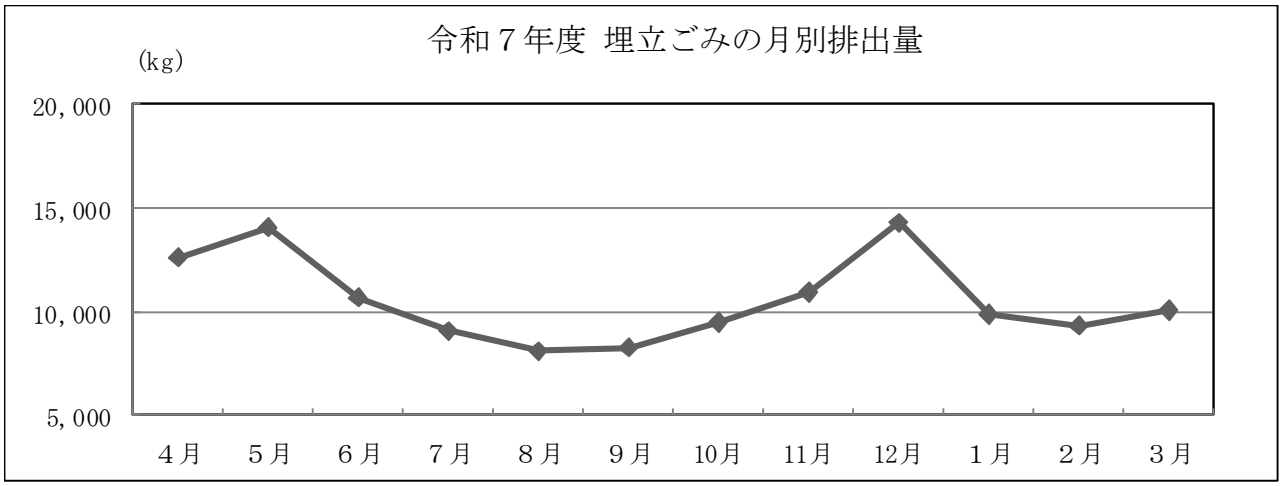
埋立ごみの年度別排出量　（単位：kg）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
直営	181,000	154,870	144,020	140,230	126,730



令和７年度　埋立ごみの月別排出量　（単位：kg）

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
12,620	14,070	10,670	9,060	8,100	8,260	9,470	10,930	14,300	9,860	9,310	10,080	126,730



（ケ）小さな金属類

平成 18 年８月からモデル地区での実験回収を経て、平成 19 年６月から市内全域で（一部の町会は除く）小さな金属類の分別回収を実施しました。

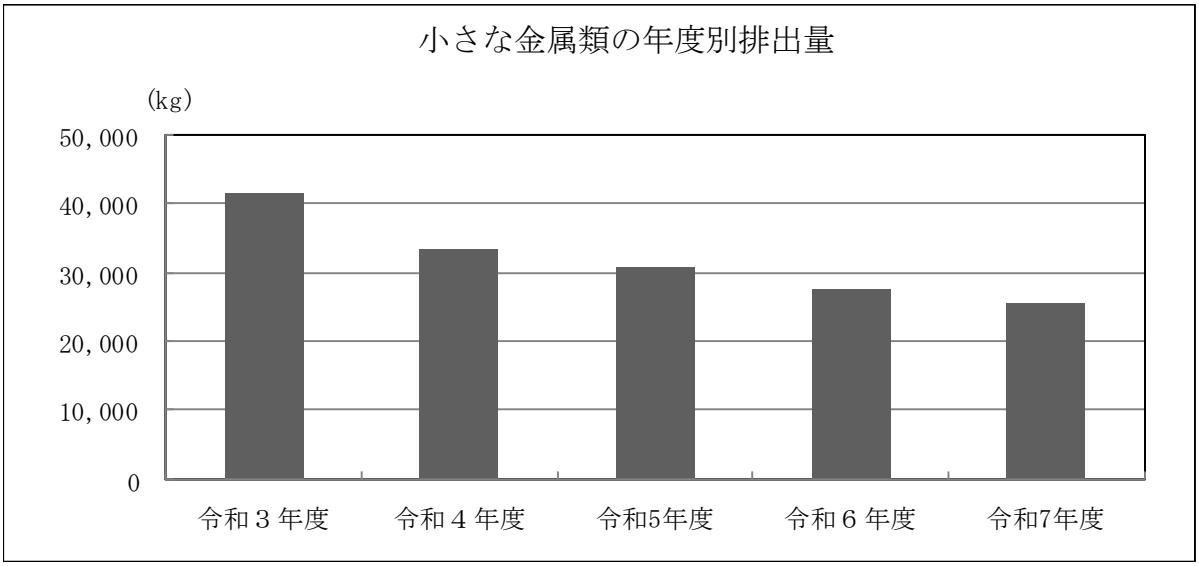
回収方法は、埋立ごみと同じ日に別のコンテナに排出してもらい、翌日に直営で回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入した後、資源化されています。

対象品目は、鍋・ヤカン・フライパン・傘・スチールハンガーと長さが 25ｃｍ以下の金属類（電化製品は除く）です。

小さな金属類の年度別排出量　（単位：kg）

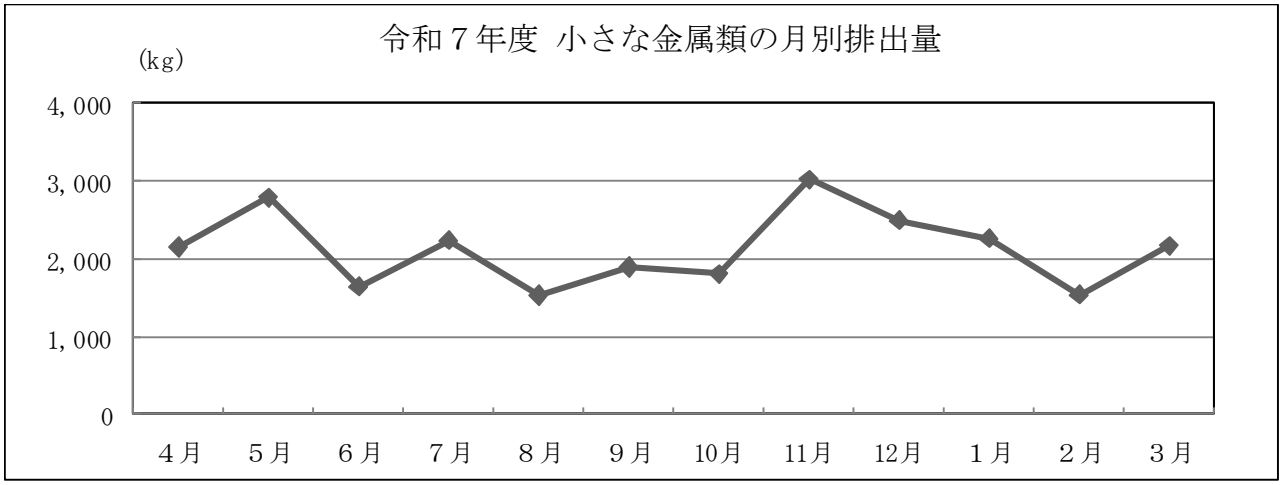
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
直営	43,120	35,060	32,170	29,110	25,540

※刃物回収量を含む



令和７年度　小さな金属類の月別排出量　（単位：kg）

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
2,150	2,790	1,640	2,240	1,530	1,890	1,810	3,020	2,500	2,260	1,540	2,170	25,540



（コ）小型家電

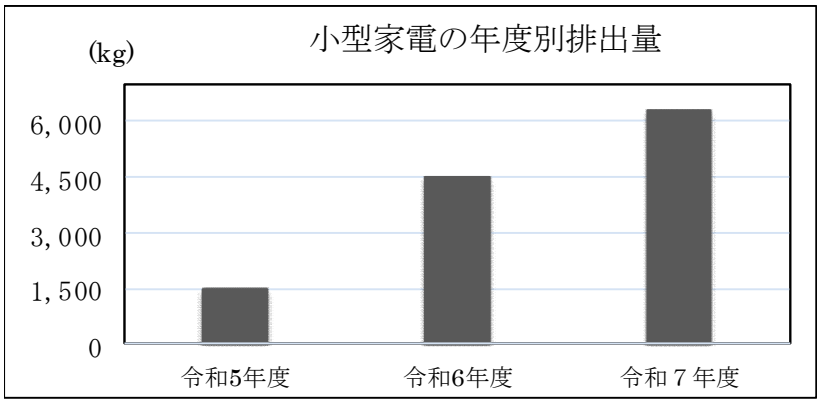
携帯電話やパソコン、デジタルカメラなどに含まれる貴重な金属をリサイクルし、ごみの減量と資源の再生利用を図るため、令和５年 11 月から家庭で不要になった小型家電の回収を開始しました。

回収方法は、市内７ヶ所に回収ボックスを設置しています。

対象品目は、回収ボックスの投入口（幅 31cm・高さ 15cm）に入る大きさで、電気・電池で動く家電製品です。

小型家電の年度別俳出量　　（単位：kg）

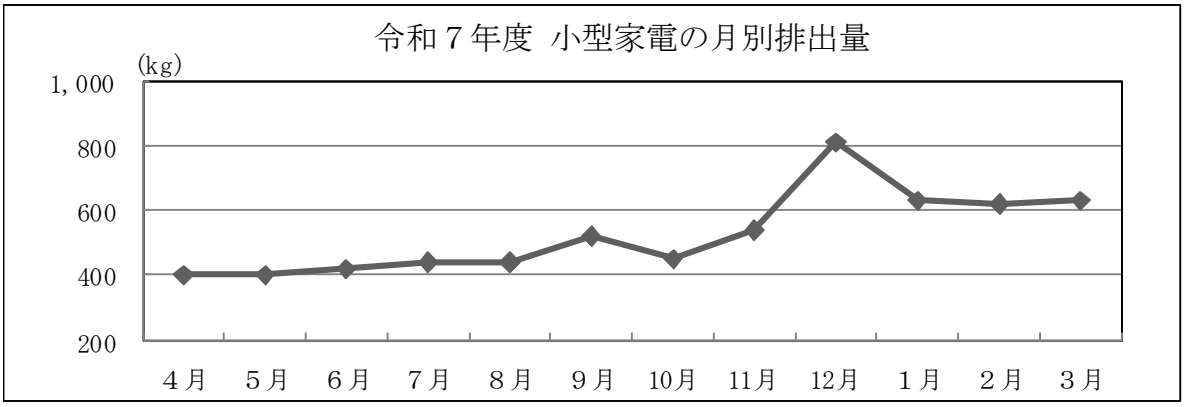
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
直営	1,500	4,500	6,300





令和７年度 小型家電の月別排出量　　（単位：kg）

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
400	400	420	440	440	520	450	540	810	630	620	630	6,300



NO	設置場所	NO	設置場所
1	岸和田市役所　新館１階出入口	5	八木市民センター　１階ロビー
2	春木市民センター　１階ロビー	6	山直市民センター　１階ロビー
3	イオンスタイル東岸和田　２階催事場 ※令和６年７月に１階から２階に移動	7	環境事務所　出入口
4	DCM 岸和田東店１階店舗内		

（サ）廃蛍光管

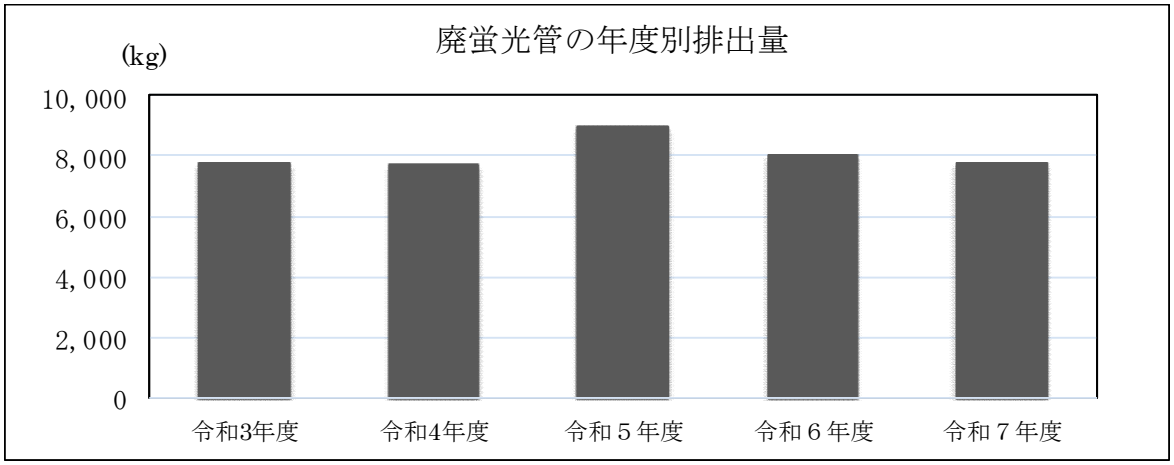
平成 19 年４月から、埋立ごみとして回収していた廃蛍光管の分別回収を実施しました。

回収方法は、埋立ごみ・小さな金属類と同じ日に別のコンテナに排出してもらい、翌日に直営で回収し、岸和田市貝塚市クリーンセンターに搬入した後、資源化されています。

対象品目は、破損していない廃蛍光管のみです。(破損した廃蛍光管、電球は、埋立ごみになります。)

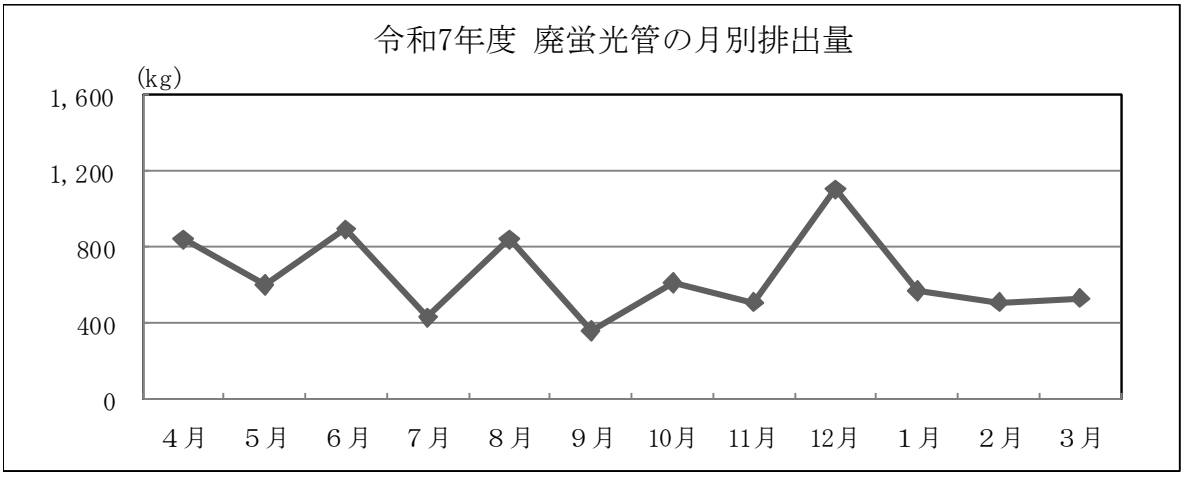
廃蛍光管の年度別俳出量　（単位：kg）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
直営	7,790	7,710	8,950	8,040	7,790



令和７年度 廃蛍光管の月別排出量　（単位：kg）

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
840	600	890	430	840	360	610	510	1,100	570	510	530	7,790



（シ）廃乾電池

市内の町会館、集会所、公民館、スーパー等に回収ボックスを設置し直営で回収しています。回収された廃乾電池は、岸和田市貝塚市クリーンセンターにストックした後、資源化されています。

廃乾電池の年度別収集量　（単位：kg）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
直営	22,510	20,770	19,840	19,800	19,760

設置校区	廃乾電池回収ボックス設置場所
中央	堺町会館　北町会館　五軒屋町会館　市立公民館　コープ岸和田
城内	南上町１丁目会館 南上町２丁目会館　岸城町南部会館 岸城町北部会館　南町（新会館 会館） ハイネスヴェルデ（ごみ置場）　市役所（新館　旧館　別館）　環境事務所　市立図書館
浜	中北町会館　臨海会館管理事務所　大北町新会館老人集会所　中町会館
朝陽	岸和田コーポラス（管理事務所）　光陽地区公民館　高齢者ふれあいセンター朝陽 上野町東公民館　ファミリーマート岸和田並松町店　牛ノログラウンド 府営並松住宅集会所　下野町１丁目市営住宅集会所　上野町西会館　朝陽公民館 アクアパーク CITY 岸和田
東光	野田町会館　福祉総合センター　保健センター　藤井町会館 別所町会館
旭	東岸和田市民センター　土生町会館　行遇町集会所　山下住宅集会所 スーパーサンエー東岸和田店
太田	太田町会館　畑町会館　府営土生住宅集会所　極楽寺町公民館　流木町公民館
修斉	葛城町会館　葛城地区公民館　オークワ岸和田八田店　真上町公民館　阿間河滝町会館
東葛城	塔原町実行組合　相川町実行組合　河合町会館　神於町実行組合　上白原町公民館
春木	春木市民センター　春木地区公民館　春木団地集会所　春木南浜町会館　春木元町会館 春木泉町会館　春木本町会館　春木大国町会館　春木大小路町会館
大芝	大芝地区公民館　八幡町会館　シャルマンフジ忠岡（磯上町）ごみ置場　松風町会館 磯上町会館　八幡東町集会所　万代岸和田磯上店
新条	松源岸和田中井町店　中井町公民館　若葉ヶ丘町会館　新条地区公民館 星ヶ丘町会集会所
城北	城北地区公民館　スーパーサンエーフード田中店　春木旭町会館　吉井町公民館 旭府営住宅集会所　ビレッジハウス旭
八木北	箕土路青少年会館　下池田町旧会館跡地
八木	スーパーサンエー久米田店　レックスガーデン岸和田（管理室横）　紅葉ヶ丘町集会所 八木市民センター
八木南	池尻町会館　額町会館　松ヶ丘町会館　緑ヶ丘町集会所　花田町会館　コープ久米田店
山直北	岡山町青年会場　黄金塚第１期（町会館）　黄金塚第２期（グリーンベルト）　今木町公民館 岡山町バス停横ごみ置場　三田町公民館　小倉公民館　スーパーサンエー山直店 山直市民センター　田治米町会館
城東	東ヶ丘町会館
山直南	山滝地区公民館　積川町会館　包近町会館　翠ヶ丘町
光明	尾生町公民館　尾生町青年会場　中尾生町公民館　福田町公民館　三ヶ山町掲示板前 光明地区公民館
常盤	星和上松台集会所　上松台東町会館　下松町公民館　八阪町公民館　上松町公民館 門前町公民館　スーパーサンエー上松店　山下町公民館　上松台西町会館 桜台市民センター
大宮	宮前町公民館　男女共同参画センター　加守町１・２・３・４丁目（会館　集会所） 西之内町公民館　加守第１児童遊園　かみでんき　松源岸和田西之内店
山滝	山滝支所　大沢山荘
天神山	天神山地区公民館　天神山３丁目ごみ置場　天神山Ｇ団地ごみ置場Ａ・Ｂ

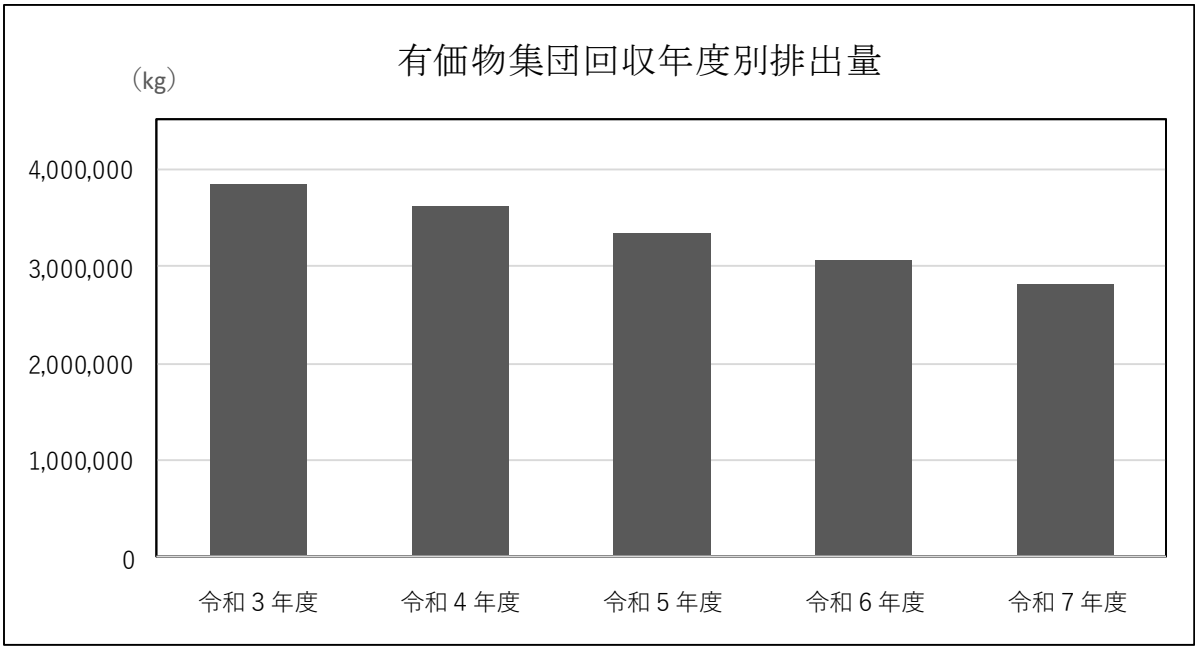
※上記の他に一部の小中学校にも設置してあります。

（ス）集団回収

平成３年４月より、ごみの減量及び資源化の促進、ごみ問題に対する市民の意識向上を目的として、集団回収（新聞・雑誌・ダンボール・古布）を自主的に行っている市内の町会、子供会等の団体に対し奨励金（６円/kg）を交付しています。

有価物集団回収奨励金制度年度別回収実績

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
交付団体		196	197	194	192	191
実施回数(回)		3,030	2,980	2,834	2,661	2,941
総回収量(kg)		3,850,006	3,626,640	3,333,177	3,056,640	2,814,624
前年度比(%)		94.5	94.2	86.2	91.7	92.1
１団体当り(kg)		19,643	18,409	17,093	16,003	14,736
回収量内訳(kg)	新聞	2,037,822	1,885,426	1,726,231	1,555,440	1,388,885
	雑誌	611,482	585,202	479,596	434,709	381,050
	ダンボール	1,018,045	981,680	949,948	894,765	885,150
	古布	182,657	174,332	177,402	171,726	159,539
奨励金(円)	奨励金合計	23,084,000	21,743,200	19,983,300	18,323,800	16,872,500
	１団体当り	117,776	110,372	102,478	95,936	88,338



有価物集団回収による実施団体種別回収量

	区分	回収内容				総回収量	実施回数
		新聞	雑誌	ダンボール	古布		
令和3年度	町会・自治会	780,418	223,950	370,465	64,323	1,439,156	1,151
	子供会	866,970	261,230	425,590	85,063	1,638,853	821
	婦人会	162,620	35,000	78,400	14,315	290,335	230
	老人会	119,425	30,335	62,315	11,436	223,511	156
	マンション管理組合	73,009	34,629	33,670	6,888	148,196	454
	青年団	14,060	17,240	18,390	600	50,290	9
	その他	21,320	9,098	29,215	32	59,665	209
	合　計	2,037,822	611,482	1,018,045	182,657	3,850,006	3,030
令和4年度	町会・自治会	768,569	236,364	382,063	63,035	1,450,031	1,163
	子供会	742,855	222,050	379,890	79,681	1,424,476	775
	婦人会	148,610	34,380	73,870	11,830	268,690	158
	老人会	112,975	30,218	58,320	11,565	213,078	144
	マンション管理組合	77,744	39,722	41,277	7,586	166,329	478
	青年団	12,550	16,470	16,940	320	46,280	9
	その他	22,123	5,998	29,320	315	57,756	253
	合　計	1,885,426	585,202	981,680	174,332	3,626,640	2,980
令和5年度	町会・自治会	701,369	184,416	358,915	60,243	1,304,943	1,154
	子供会	679,970	195,790	375,620	84,014	1,335,394	737
	婦人会	145,720	25,281	73,680	12,129	256,810	144
	老人会	101,270	20,860	55,390	13,508	191,028	156
	マンション管理組合	68,682	33,050	41,993	6,926	150,651	474
	青年団	10,450	13,530	17,360	510	41,850	10
	その他	18,770	6,669	26,990	72	52,501	159
	合　計	1,726,231	479,596	949,948	177,402	3,333,177	2,834
令和6年度	町会・自治会	639,665	165,409	349,122	59,280	1,213,476	1,079
	子供会	610,145	179,490	342,105	82,493	1,214,233	729
	婦人会	128,880	19,800	64,720	9,015	222,415	155
	老人会	90,130	19,970	53,600	12,545	176,245	150
	マンション管理組合	60,470	28,970	41,678	7,873	138,991	496
	青年団	9,500	13,610	17,390	510	41,010	10
	その他	16,650	7,460	26,150	10	50,270	42
	合　計	1,555,440	434,709	894,765	171,726	3,056,640	2,661
令和7年度	町会・自治会	584,500	147,075	359,295	57,789	1,148,659	1,181
	子供会	537,925	152,235	337,090	74,245	1,101,495	788
	婦人会	108,090	17,620	54,450	8,690	188,850	160
	老人会	78,550	19,260	50,440	11,080	159,330	156
	マンション管理組合	57,310	26,350	40,145	7,415	131,220	496
	青年団	7,920	11,060	15,920	280	35,180	10
	その他	14,590	7,450	27,810	40	49,890	150
	合　計	1,388,885	381,050	885,150	159,539	2,814,624	2,941

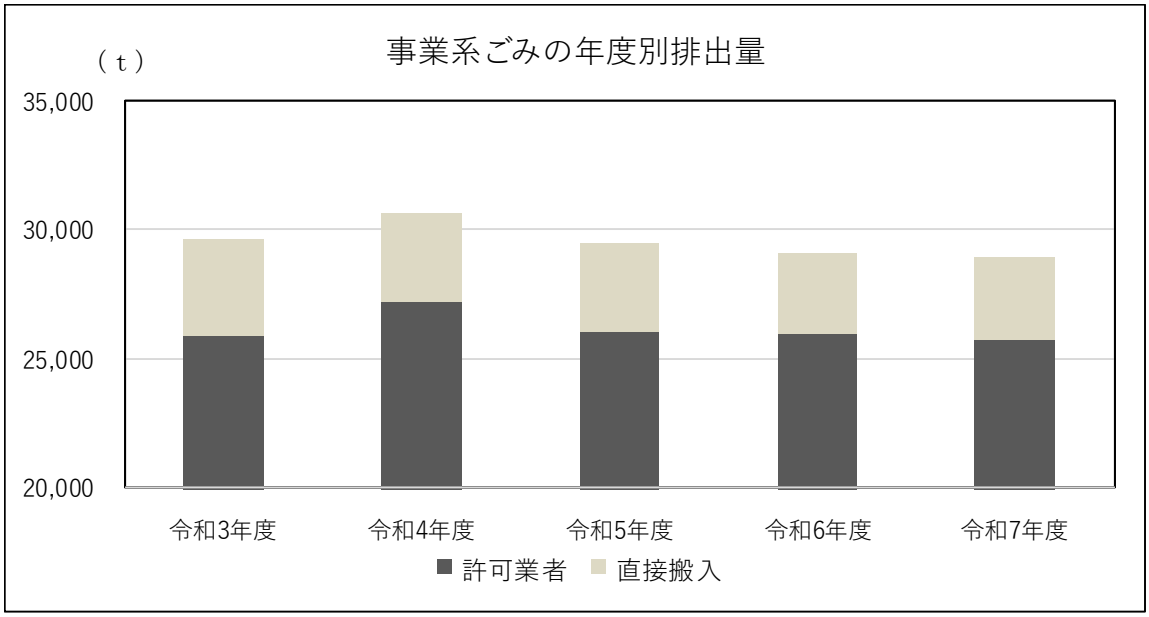
（単位：kg）

イ　事業系ごみ

事業系一般廃棄物の減量を図るため、事業所による削減・分別・適正処理の実践を促し、資源の有効利用の推進に向けた指導・啓発を行っています。

（単位：ｔ）

			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
許可業者	可燃ごみ		25,329	26,629	25,583	25,463	25,338
	ビン・カン		51	55	57	52	48
	粗大ごみ	可燃性	530	426	353	459	305
		不燃性(金属・セトモノ)	72	83	33	31	31
		合　計	602	509	386	490	337
	許可業者総排出量		25,982	27,193	26,026	26,005	25,722
直接搬入	可燃ごみ		3,348	3,147	3,112	2,757	2,872
	ビン・カン		2	1	1	1	1
	粗大ごみ	可燃性	328	242	243	260	245
		不燃性(金属・セトモノ)	39	51	45	45	41
		合　計	367	293	288	305	286
	直接搬入総排出量		3,716	3,441	3,401	3,063	3,159
事業系ごみ総排出量			29,698	30,634	29,427	29,068	28,881



ウ　リサイクル事業

（ア）リサイクルボードの管理事業

市民の皆様のご家庭にある不用品をリサイクルする情報交換の場として、リサイクルボードを市内３ヶ所(市役所、山直市民センター、春木市民センター）に設置しています。

各設置場所の利用状況は下記表の通りです。

令和７年度　リサイクルボード利用状況　　（単位：件）

	ゆずります	いただきます	小計	
設置場所	申込件数	申込件数	申込件数	成立件数
市役所	0	1	1	0
山直市民センター	1	0	1	0
春木市民センター	1	1	2	0
総合計	2	2	4	0

※令和８年３月末をもって廃止

注）申し込み件数と成立件数が合致しないのは、掲示期間（１ヶ月）を設定している為、この期間に成立しなかった場合はボードから削除しています。

※　令和８年３月３１日付けで事業廃止

（イ）リユース品（再利用品）無償譲渡会

市民の方から提供のあった家具類、ベビー用品、日用雑貨などを展示し、公開抽選により市民の方に譲渡しました。

第１回　令和７年 11 月１２日（水）～令和７年 11 月１３日（木）

リユース品　　185 点

来場者　　287 名



展示場内の様子

（ウ）家庭用生ごみ処理機器購入補助金制度

市民のごみ資源化の取組みに対する意識の高揚を図り、地球温暖化の防止並びにごみの再資源化及び減量化の推進に資することを目的として平成23年６月から実施しています。

【補助対象者】

1　住民基本台帳に記録があり、現にその住所に居住している方
2　申請時に市税を完納していること
3　自己の居宅又は、市が適当と認めた場所に設置し、処理機器をその用法に従い、適正に維持管理ができること
4　補助対象機器から生成される堆肥等の適正処理が行えること
5　５年以内にコンポスト・ＥＭバケツの無償貸与を受けていないこと
6　当該補助金の交付を受けてから５年を経過していること

【補助対象となる家庭用生ごみ処理機器及び補助金額】

購入額　2,000円未満のものは補助の対象とはなりません。
（１世帯１台とします。ただし、ＥＭバケツに限っては２基までとします。）
◎ 電源を必要とする処理機器（電動式生ごみ処理機）　※生ごみを砕いたり、焼却するものは除く
処理機器購入費用（消費税及び地方消費税を含む）の1/2を補助、上限を20,000円とする。
※1,000円未満切捨て
※電気設備等の付帯設備に要する費用は除く
◎ 電源を必要としない処理器（コンポスト・ＥＭバケツなど）
処理機器購入費用（消費税及び地方消費税を含む）の1/2を補助、上限を3,000円とする。
※100円未満を切捨て

家庭用生ごみ処理機器購入補助金申請実績

	申請件数	申請金額（円）	交付件数	交付金額（円）	備考
令和３年度	38	472,700	38	472,700	
令和４年度	36	477,800	36	477,800	
令和５年度	49	704,200	49	704,200	
令和６年度	51	729,500	51	729,500	
令和７年度	56	947,300	55	930,300	１件不交付

【内　訳】

	生ごみ処理器補助対象件数 補助金額交付合計（円）	電動式処理機補助対象件数 補助金額交付合計（円）	合計
令和３年度	10 21,700	28 451,000	38 472,700
令和４年度	10 22,800	26 455,000	36 477,800
令和５年度	10 26,200	39 678,000	49 704,200
令和６年度	12 32,500	39 697,000	51 729,500
令和７年度	5 10,300	50 920,000	55 930,300

エ　美化活動

美化活動を実施する前に美化活動支援申込書を提出してもらい、自主的に美化活動を行っていただいております。町会または各種団体等において実施され、指定された場所に排出されたごみについては、直営で収集を行っています。

また、町会の班・組等による小規模な美化活動（ボランティア活動）によって排出されたごみについては、当該町域の普通ごみ回収の日に、家庭から排出される普通ごみと一緒に回収しています。

美化活動の申込件数と収集量

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
申込み件数(件)	713	869	822	904	906
収 集 量(kg)	194,660	226,580	255,030	274,840	263,770
※総活動回数(回)	1,025	1,268	1,140	1,261	1,134

※ボランティア活動含む。

オ　家電４品目

平成 13 年４月１日家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行されました。この法律では、家電４品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられていますが、岸和田市では法施行後から収集運搬を行っています。

平成 21 年４月から家電リサイクル法にテレビ（液晶・プラズマ式）及び衣類乾燥機が追加されました。

家電４品目の処分を市に依頼する場合、リサイクル料金を郵便局に振込み、収集運搬手数料（１台につき 2,000 円）は廃棄物対策課が徴収し収集運搬しています。

年度別家電４品目収集運搬手数料集計

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
品　目	台数	費用(円)	台数	費用(円)	台数	費用(円)	台数	費用(円)	台数	費用(円)
洗濯機及び衣類乾燥機	58	116,000	59	118,000	54	108,000	47	94,000	52	104,000
エアコン	5	10,000	1	2,000	4	8,000	3	6,000	1	2,000
冷蔵庫及び冷凍庫	70	140,000	63	126,000	64	128,000	66	132,000	42	84,000
テレビ	46	92,000	38	76,000	69	138,000	53	106,000	45	90,000
合　計	179	358,000	161	322,000	191	382,000	169	338,000	140	280,000

（指定引取場所　日本通運㈱）

カ　不法投棄

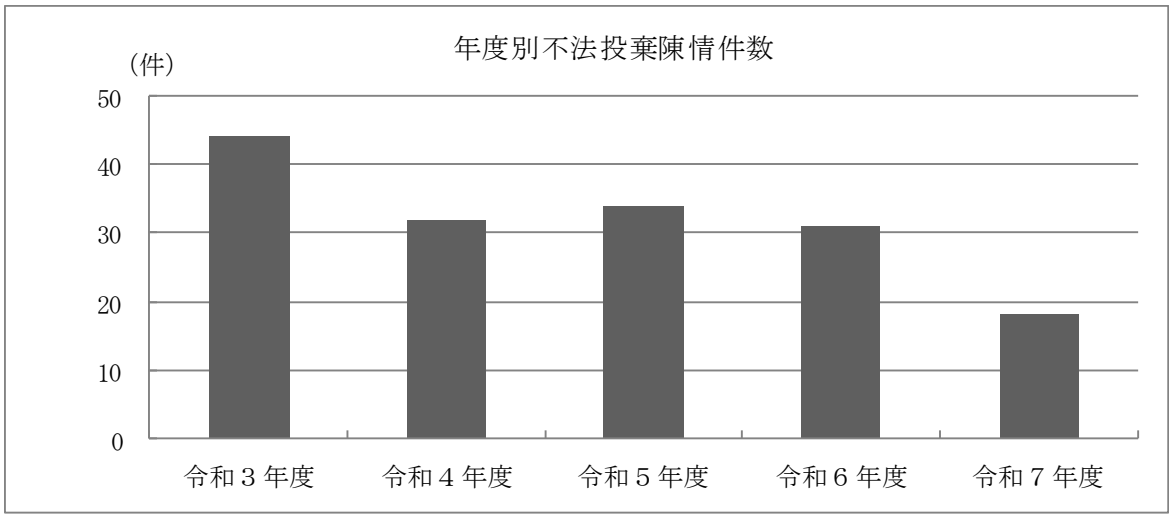
岸和田市では、不法投棄防止対策として、岸和田市不法投棄等防止対策本部を設置し、不法投棄防止及び防犯夜間パトロール、不法投棄物合同撤去等を実施しています。

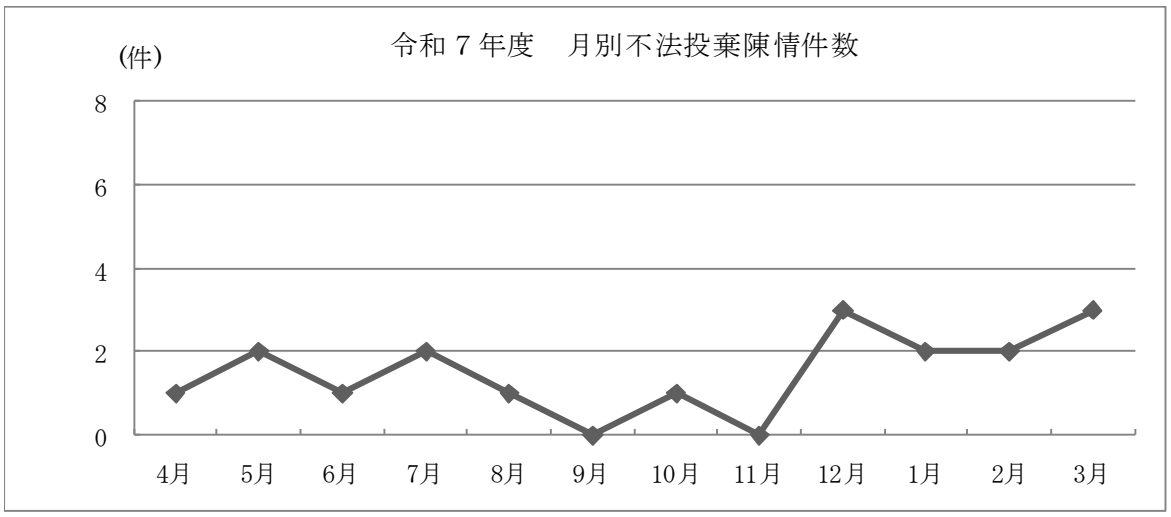
（１）不法投棄陳情件数

年度別不法投棄陳情件数　（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和３年度	7	4	2	3	2	6	4	0	0	6	4	6	44
令和４年度	3	6	5	6	0	0	3	0	2	4	1	2	32
令和５年度	2	3	5	1	3	3	5	3	1	3	1	4	34
令和６年度	3	5	2	0	2	3	5	0	6	2	3	0	31
令和７年度	1	2	1	2	1	0	1	0	3	2	2	3	18

※その他、市の施設管理課、大阪府、岸和田警察へ直接陳情された件数は含まない。





（２）岸和田市不法投棄等防止対策本部

ア．概要

岸和田市不法投棄等防止対策本部は、平成 14 年度に設置された岸和田市不法投棄等防止対策連絡会が岸和田市附属機関条例の一部改正に伴い廃止となり、平成 25 年度より新たに設置されました。

イ．実施事業

（ア）全国ごみ不法投棄監視ウィーク

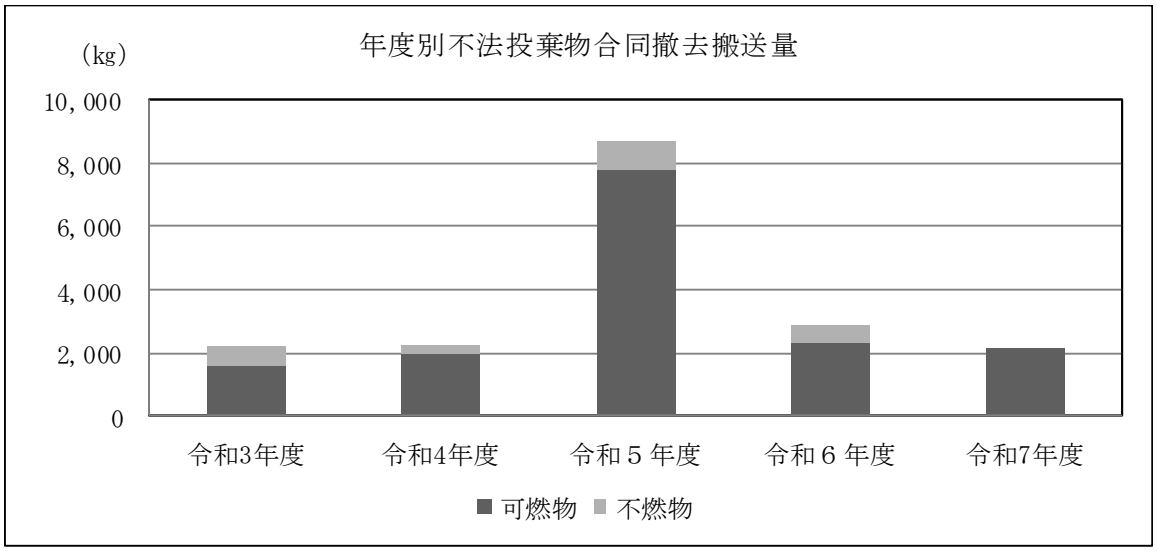
環境省では平成 19 年度から、不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、５月 30 日（ごみゼロの日）から６月５日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、啓発活動を実施しています。

（イ）不法投棄物合同撤去

年度別不法投棄物合同撤去搬送量　（単位：kg）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
可燃物	1,600	1,960	7,810	2,270	2,130
不燃物	610	270	870	600	30
合計	2,210	2,230	8,680	2,870	2,160

※家電４品目、タイヤ等クリーンセンター搬入不可物の重量は含まれない。



（ウ）不法投棄防止及び防犯夜間パトロール

岸和田市全域を青色パトライト装着車（公用車）により不法投棄防止及び防犯夜間パトロールを、６月・７月・８月に計６回実施しました。

（実施日）令和７年　６月６日・20 日
７月４日・18 日
８月８日・22 日

（参加者）延べ 41 名

ウ．組織

岸和田市	総務管財課、自治振興課、危機管理課、産業政策課、農林水産課、 都市計画課、建設指導課、都市整備課、建設管理課、 道路整備課、公園緑地課、下水道河川整備課、スポーツ振興課、 消防本部予防課、消防本部消防署、環境保全課、廃棄物対策課

（３）不法投棄禁止看板の配布

不法投棄防止対策の一環として町会及び、市民からの設置要望があれば不法投棄禁止看板を配布しています。



【不法投棄禁止看板】

キ　胞衣・汚物収集運搬

胞衣・汚物収集件数

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
胞衣（個）	739	680	664	680	225
汚物（個）	45	34	35	36	36

死獣持込受付件数　（ペット扱い）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
犬（匹）	778	727	620	596	519
猫（匹）	582	533	559	553	534
うさぎ（羽）	43	66	75	62	58
鳥類（羽）	47	61	54	75	50
ネズミ類（匹）	108	118	128	119	101
その他	72	82	60	80	82
合　計	1,630	1,587	1,496	1,485	1,344

※ペットについては一体につき手数料 1,000 円必要です。

死獣収集件数　（飼主不明）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
犬（匹）	6	2	0	1	2
猫（匹）	834	583	506	382	290
たぬき(匹)	61	42	32	42	70
鳥類（羽）	436	524	421	457	385
いたち科（匹）	48	47	30	44	44
その他	48	54	72	53	48
合　計	1,433	1,252	1,061	979	839

※飼主不明の場合、手数料は必要ありません。

ク　一般廃棄物（し尿）処理事業

（ア）概要

し尿くみ取りは、昭和 27 年に市の指定業者として１業者が市域の一部、昭和 30 年に許可制となり、５業者が市内一円のくみ取りを始め、昭和 42 年に３業者を新たに許可し、地域指定としました。

助成については、１人当たり１ヶ月 200 円（令和元年 10 月からは 204 円）負担していましたが、平成 20 年６月からは、公共下水道等が整備され供用開始から３年経過しているくみ取り世帯への助成は、廃止となっています。

※公共下水道等には、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設を含む。

し尿くみ取り手数料

人数制	普通便所	１人につき１ヶ月 435 円
	無臭便所	上記に１槽１ヶ月 360 円加算
	簡易水洗便所	１人につき１ヶ月 700 円
従量制	一般家庭で便所が２ヶ所以上あり、主たる便所１ヶ所を除く他の便所	10ℓにつき 70 円
	臨時に申し込みがあったもの	10ℓにつき 90 円＋2,000 円
	商店、事業所等	10ℓにつき 105 円

※し尿くみ取り手数料は、上記の表により算出した額に消費税 10％を乗じる

し尿くみ取り・浄化槽清掃業許可業者

事　業　所　名	電 話 番 号	所　　在　　地
㈱両国設備	072-439-6000	上町 23-8
㈱坂井設備工業所	072-438-4723	下野町 5-14-16
阪南設備工業㈱	072-422-3324	南上町 1-28-5
岸和田設備工業㈱	072-423-0062	並松町 8-17
㈲出口設備工業所	072-444-8761	箕土路町 2-17-4
㈲久米田設備	072-445-9184	小松里町 1128－１
㈱山本設備	072-445-2062	三田町 209－１
㈱大八清掃社	072-422-4583	南上町 2-23-23

※浄化槽清掃業については、地域別業者指定はありません。

（イ）し尿の収集運搬、処理

し尿及び浄化槽汚泥については許可業者で収集運搬します。

し尿処理場（天の川浄苑）の運転は昭和 35 年から始まりました。

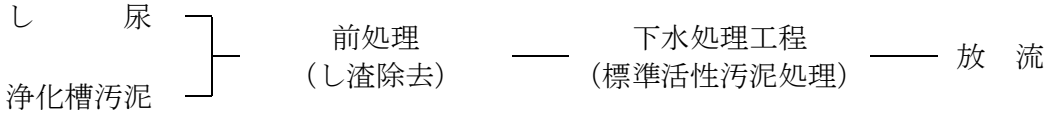
し尿排出量の実績と推移　　（単位：ｋℓ）

	し　尿	浄化槽汚泥	合　計
令和３年度	14,585	5,398	19,983
令和４年度	13,713	5,631	19,344
令和５年度	13,004	5,576	18,580
令和６年度	12,388	5,195	17,583
令和７年度	12,072	5,246	17,318

し尿処理の状況

	くみ取り人口（３月末現在）	くみ取り世帯数（３月末現在）	岸和田市人口（３月末現在）
令和３年度	5,876	3,031	190,410
令和４年度	5,622	2,968	188,834
令和５年度	5,423	2,913	187,394
令和６年度	5,255	2,860	186,038
令和７年度	5,118	2,809	185,149

（ウ）天の川浄苑におけるし尿及び浄化槽汚泥処理工程



（3）ごみの分別及び資源化

ア　ごみの分別収集・回収状況

	形　態	種　　別	回収品目等	排　出　等	収集回収等
1	普通ごみ	可燃性ごみ	燃やせるごみ	ステーション （指定曜日）	週２回 （祝日も収集）
2	空きビン 空きカン ペットボトル	空きビン 空きカン ペットボトル	空きビン・空きカン ペットボトル	ステーション （指定曜日）	週１回 （祝日も収集）
3	プラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	ステーション （指定曜日）	週１回 （祝日も収集）
4	粗大ごみ	粗大ごみ	電化製品、家具類 「大型ごみ」	電話で申込・各戸収集	随時
5	埋立ごみ	埋立ごみ	陶器類・電球・化粧品のビン	町会館・集会所等	２ケ月に１回
6	小さな金属類	不燃性 粗大ごみ	なべ・やかん・フライパン・傘 25cm 以下の金属類 （電化製品は除く）	町会館・集会所等	２ケ月に１回
7	小型家電	小型家電	幅 31cm、高さ 15cm の投入口に入る電気、電池で動く家電製品	拠点回収 （排出は随時）	
8	廃蛍光管	廃蛍光管	破損してない物	町会館・集会所等	２ケ月に１回
9	紙パック	紙パック	紙パック	拠点回収 （排出は随時）	
10	廃乾電池	廃乾電池	廃乾電池	拠点回収 （排出は随時）	
11	廃食用油	廃食用油	廃食用油	拠点回収 （年２回指定する日） ※一部常設	年２回
12	集団回収	古紙	ダンボール等と新聞 、雑誌、古布 （古布については回収していない団体もあります）	各地域の実施団体で日時、場所指定	各地域の実施団体
		白色の発泡スチロール製食品トレー	白色の 発泡スチロール製食品トレー	（各流通販売店） 各流通販売店で引き続き回収を推進してもらう。	各流通販売店、自主回収の推進

収集形態　12 種分別

イ　資源物の行き先

	品　名		排出方法	回収方法	集積場所	行　先	再資源化 （リサイクル）
2	空きカン	アルミ	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	㈲福商リサイクル 中辻産業㈱	アルミ製品、 鉄製品に再生化
		スチール				㈲福商リサイクル 日本興商㈱ 中辻産業㈱	
	空きビン	酒 ビール	業者引き取り等	⇒	⇒	酒、ビール 関係メーカー	酒、ビール用の ビンに再利用
		その他の ビン類	ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	大原ガラスリサイクル㈱ 藤野興業㈱	ビンに再生化 タイル、ブロック等の原料に再利用
	ペットボトル		ステーション	市直営 委託業者	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	㈶日本容器包装リサイクル協会 （遠東石塚グリーンペット㈱） （協栄 J&T 協会㈱）	卵、フルーツ等の食品容器
3	プラスチック製 容器包装		ステーション	市直営 委託業者	関西リサイクル 環境事業 協同組合	㈱広島リサイクル センター 三宅生コン㈲	製品の素材としてペレット化
4	粗大ごみ（金属）	アルミ	申込制 各戸回収	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	日本興商㈱	アルミ製品、鉄製品に再生化
		スチール				㈲福商リサイクル 安田金属興業㈱	
		その他				安田金属興業㈱ ㈲福商リサイクル	
6	小さな金属類	アルミ	町会館、 集会所等で回収			日本興商㈱	
		スチール				㈲福商リサイクル 安田金属興業㈱	
7	小型家電		量販店・公共施設	市直営	廃棄物対策課	福源商事㈱	再商品化するための材料
8	廃蛍光管 （破損してない物）		町会館、 集会所等で回収	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	野村興産㈱	ガラス、水銀等に再利用
9	紙パック類		量販店・ 公共施設	委託業者	廃棄物対策課	徳山商事㈱	ティッシュ、トイレットペーパー等に再生化
10	廃乾電池		回収 BOX 設置	市直営	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	JFE 条鋼㈱ 水島製造所	溶融処理後、鉄鋼製品等に再利用
11	廃食用油		拠点回収 （年2回指定する日） 一部常設	委託業者	廃棄物対策課 ケーシーエス㈱	レックスRF㈱	セメント製造時の補助燃料
12	新聞 雑誌類 ダンボール 布類		集団回収 町会、子供会、婦人会、 老人会等の団体が 日時、場所を定め実施	再生資源 回収業者	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	再生加工業者 （工場）	再生紙、新聞紙、トイレットペーパー等に再製品化
	トレー		販売店 回収 BOX 設置	販売店	販売店	再生加工業者 （工場）	再製品化

（4）年度による対比

（単位：kg）

区分/年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	比較(5・6)		比較(6・7)	
一般家庭ごみ	a	1. 普通ごみ	26,612,490	25,860,130	25,533,110	△ 752,360	-2.83%	△ 327,020	-1.28%
		ア 直営	2,354,770	2,268,050	2,234,220	△ 86,720	-3.68%	△ 33,830	-1.51%
		イ 直営(美化等)	249,580	269,200	258,570	19,620	7.86%	△ 10,630	-4.11%
		ウ 委託	24,008,140	23,322,880	23,040,320	△ 685,260	-2.85%	△ 282,560	-1.23%
	b	2. 空きビン・カン・ペットボトル	1,974,310	1,916,940	1,825,060	△ 57,370	-2.91%	△ 91,880	-5.03%
		ア 直営	163,290	160,560	153,070	△ 2,730	-1.67%	△ 7,490	-4.89%
		イ 直営(美化等)	5,450	5,640	5,200	190	3.49%	△ 440	-8.46%
		ウ 委託	1,805,570	1,750,740	1,666,790	△ 54,830	-3.04%	△ 83,950	-5.04%
		3. プラスチック製容器包装	2,029,030	1,953,010	1,862,000	△ 76,020	-3.75%	△ 91,010	-4.89%
		ア 直営	163,800	157,510	150,380	△ 6,290	-3.84%	△ 7,130	-4.74%
		イ 委託	1,865,230	1,795,500	1,711,620	△ 69,730	-3.74%	△ 83,880	-4.90%
		4. 紙パック（委託）	4,140	3,520	3,930	△ 620	-14.98%	410	10.43%
		5. 廃食用油（委託）	9,840	9,030	8,550	△ 810	-8.23%	△ 480	-5.61%
	c	6. 粗大ごみ	440,580	401,810	385,820	△ 38,770	-8.80%	△ 15,990	-4.14%
		ア 直営・委託(可燃性)	296,010	273,860	275,730	△ 22,150	-7.48%	1,870	0.68%
		イ 直営・委託(金属)	144,570	127,950	110,090	△ 16,620	-11.50%	△ 17,860	-16.22%
	d	7. 埋立ごみ（直営）	144,020	140,230	126,730	△ 3,790	-2.63%	△ 13,500	-10.65%
		8. 小さな金属（直営）	32,170	29,110	25,540	△ 3,060	-9.51%	△ 3,570	-13.98%
		9. 小型家電（直営）		4,500	6,300			1,800	28.57%
	e	10. 廃乾電池（直営）	19,840	19,800	19,760	△ 40	-0.20%	△ 40	-0.20%
		11. 廃蛍光管（直営）	8,950	8,040	7,790	△ 910	-10.17%	△ 250	-3.21%
	f	12. 直接搬入量	2,208,960	1,982,990	1,865,470	△ 225,970	-10.23%	△ 117,520	-6.30%
	g	13. 集団回収(新聞・雑誌・ダンボール等)	3,333,177	3,056,640	2,814,624	△ 276,537	-8.30%	△ 242,016	-8.60%
		A. 家庭ごみ 計(1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13)	36,817,507	35,385,750	34,484,684	△ 1,431,757	-3.89%	△ 901,066	-2.61%
		比 率(A÷17)	55.58%	54.90%	54.42%				
事業系ごみ		14. 許可業者搬入量	26,027,660	26,004,870	25,722,180	△ 22,790	-0.09%	△ 282,690	-1.10%
	a	ア 可燃ごみ	25,583,430	25,462,660	25,337,650	△ 120,770	-0.47%	△ 125,010	-0.49%
	b	イ ビン・カン	57,080	52,780	47,940	△ 4,300	-7.53%	△ 4,840	-10.10%
	c	ウ 粗大ごみ	387,150	489,430	336,590	102,280	26.42%	△ 152,840	-45.41%
	f	15. 直接搬入量	3,400,750	3,062,690	3,159,120	△ 338,060	-9.94%	96,430	3.05%
		B. 事業系 計(14+15)	29,428,410	29,067,560	28,881,300	△ 360,850	-1.23%	△ 186,260	-0.64%
		比 率(B÷17)	44.42%	45.10%	45.58%				
16. 清掃工場搬入量			60,869,730	59,426,610	58,670,580	△ 1,443,120	-2.37%	△ 756,030	-1.29%
17. 総排出量			66,245,917	64,453,310	63,365,984	△ 1,792,607	-2.71%	△ 1,087,326	-1.72%
18. 岸和田市の人口(人)			188,412	186,811	186,811	△ 1,601	-0.85%	0	0.00%
19. 岸和田市の世帯数(世帯)			89,835	90,472	90,472	637	0.71%	0	0.00%

a 可燃ごみ b 資源ごみ c 粗大ごみ d 不燃ごみ e その他ごみ f 直接搬入ごみ g 集団回収

４　害虫駆除

（１）害虫駆除薬散布器材の貸出

毎年、５月～７月にかけ、申請のあった町内会及び各種団体に、実施に伴う薬剤及び、器材の貸出をし、害虫駆除が行われています。

害虫駆除薬散布器材申込件数　（単位：件）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
申込総数	70	59	76	83	79

・貸出器材　　希釈用桶（100ℓ）・じょうろ・ひしゃく・じょうご・計量カップ
・貸出薬剤　　バポナ（乳剤・医薬部外品）

（２）害虫駆除の問い合わせ

公共施設、公園、側溝、水路などへの衛生害虫、樹木害虫、不快害虫を対象にした駆除等の相談を行っています。（駆除業者の紹介）

害虫駆除問い合わせ件数　（単位：件）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年間件数	6	7	5	25	20
種　類　別　内　訳					
蚊、ユスリカ	0	0	0	0	0
セアカゴケグモ	6	7	4	25	18
その他	0	0	1	0	2
合　計	6	7	5	25	20

（３）ねずみ駆除薬配布

ねずみ駆除強調月間として２月に駆除薬の配布を行っています。

駆除薬配布以外に５月～７月にかけて各団体（町会、自治会、市青協等）が害虫駆除薬剤散布も行っています。

駆除薬配布件数　（単位：件）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ねずみ駆除薬	23	37	36	16	48

５　環境教育の推進

（１）岸和田・貝塚３Ｒふれあいフェア

岸和田市、貝塚市、岸和田市貝塚市クリーンセンターの合同イベントとして、令和７年７月５日（土）に「岸和田・貝塚３Ｒふれあいフェア」が開催され、本市は、「環境パネル展示」、「３Ｒクイズに挑戦してオリジナルエコバックを作ろう」、３者共催として「紙パックの交換会」を催しました

（２）出前講座

岸和田市のごみの現状やごみの分別、３Ｒの推進運動などのテーマで出前講座を開催しています。主な出前講座は、生涯学習課に登録している内容で、各種団体（教育学級、高齢者大学等）の依頼を受け、講師を派遣しています。

その他、小中学校からは総合学習の依頼での出前講座も行っています。

令和７年度 活動内容

日　付	団　体	参加人数	講座内容	場所
令和８年２月 19 日	朝陽地区市民協議会	30	家庭ごみの出し方・分け方について	光陽地区公民館

６　市民の環境活動等

（１）まちを美しくする市民運動推進協議会

ア　団体の概要

まちを美しくする市民運動推進協議会は、昭和 53 年６月に市民及び各種市民団体による、自主的かつ積極的な生活環境の浄化のための運動を推進することを目的として結成されました。

イ　活動の状況

美化啓発、青少年育成、緑化推進の３部会において、自主的に各部会の目的にそって市民ぐるみの運動を実施しています。

ウ　実施事業

（ア）標語・ポスターの募集、審査、展示、表彰

募集期間：令和７年８月１日～９月１日

応 募 数：509 作品（標語 176 作品・ポスター333 作品）

審　　査：１次審査で標語 20 作品、ポスター30 作品を入選作品として選出

２次審査で入選作品から市長賞、議長賞等の特別賞を選出

展　　示：令和７年 10 月 29 日～11 月 4 日（ラパーク岸和田１階）

（イ）善行者の表彰

募集期間：令和７年８月１日～９月１日

対 象 数：個人１名

（ウ）美化・青少年育成・緑化推進運動実施強調期間

期間：令和７年８月 31 日～10 月 13 日

事業：町会、自治会及び本協議会構成団体へ公共場所の清掃活動の協力依頼

まちを美しくする市民運動推進協議会（参加団体）

岸和田市町会連合会	大阪国道事務所南大阪維持出張所
岸和田市青少年育成連絡会	岸和田市小・中学校生活指導研究協議会
岸和田少年補導協助員連絡会	大阪トヨペット株式会社Ｕ－Ｃａｒランド岸和田店
岸和田商店街連合会	岸和田自転車軽自動車組合
岸和田ボーイスカウト育成会	岸和田港振興協会
ガールスカウト大阪府連盟第78団	いずみの農業協同組合
岸和田ライオンズクラブ	岸和田市林業活性化協議会
岸和田中央ライオンズクラブ	岸和田商工会議所
岸和田千亀利ライオンズクラブ	公益社団法人岸和田青年会議所
岸和田コスモスライオンズクラブ	大阪府泉州農と緑の総合事務所
岸和田東ロータリークラブ	岸和田造園緑化協同組合
岸和田ロータリークラブ	一般財団法人岸和田市公園緑化協会
岸和田女性会議	大阪府岸和田土木事務所
岸和田防犯協議会	大阪府岸和田警察署
岸和田貝塚小売酒販組合	岸和田市

（２）岸和田市廃棄物減量等推進員

ア　団体の概要

廃棄物減量等推進員制度は、平成６年「岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」及び「岸和田市廃棄物減量等推進員設置要綱」に基づき地域のリーダー的役割を果たし、市民と市のパイプ役を担っていただくために設置しました。

イ　令和７年度　推進員構成

各町会（自治会）推薦	334 名
公募	0 名
総数	334 名

ウ　主な活動

１．地域におけるごみの減量化、リサイクルの推進並びにごみの適正な排出等の指導啓発に関すること。

（１）　地域内のごみの減量と家庭ごみの分別指導。

（２）　有価物集団回収の指導及び協力の呼びかけ。

（３）　コンポスト等の生ごみ堆肥化の普及と指導。

（４）　廃食用油回収の指導及び、協力の呼びかけ。

（５）　埋立てごみ、小さな金属類の分別指導。

（６）　再生品（トイレットペーパー等）の購入の呼びかけ。

２．ごみの不法投棄防止のための市への協力等に関すること

（１）　地域内の不法投棄について市と連絡を密にして防止対策等への協力。

３．ごみの収集、処理等に関する意見及び情報の提供に関すること。

４．その他

（１）　地区別研修会　　令和７年７月 24 日（木）～令和７年８月２日（土）
７　地区開催 参加者 81 名

（２）　ごみ処理関連施設視察研修会　　令和８年２月４日（水）参加者　７　名
【視察先】　大阪広域環境施設組合　舞洲工場

（3）違法屋外広告物追放登録員

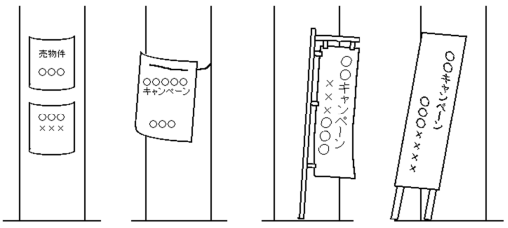
ア　団体の概要

この制度は、屋外広告物法第７条第４項ただし書き並びに大阪府屋外広告物条例第 26 条に基づく市長の権限の一部を、市長が認定した「岸和田市違法屋外広告物追放登録員」に委任することで、住民と市が一体となり地域の美観を維持するとともに、違法屋外広告物追放の啓発推進をまちぐるみで取り組むことを目的としています。

イ　登録員が除却できる看板類

除却できるものは、法で定めるはり紙、はり札等・広告旗・立看板等（これらを支える台を含む）で道路上の禁止物件（街路樹・電柱・道路標識・ガードレール等）に掲出されたもの。

イラストイメージ



ウ　令和７年度　登録団体数及び登録員数

登録団体	登録員
2　団体	50　人

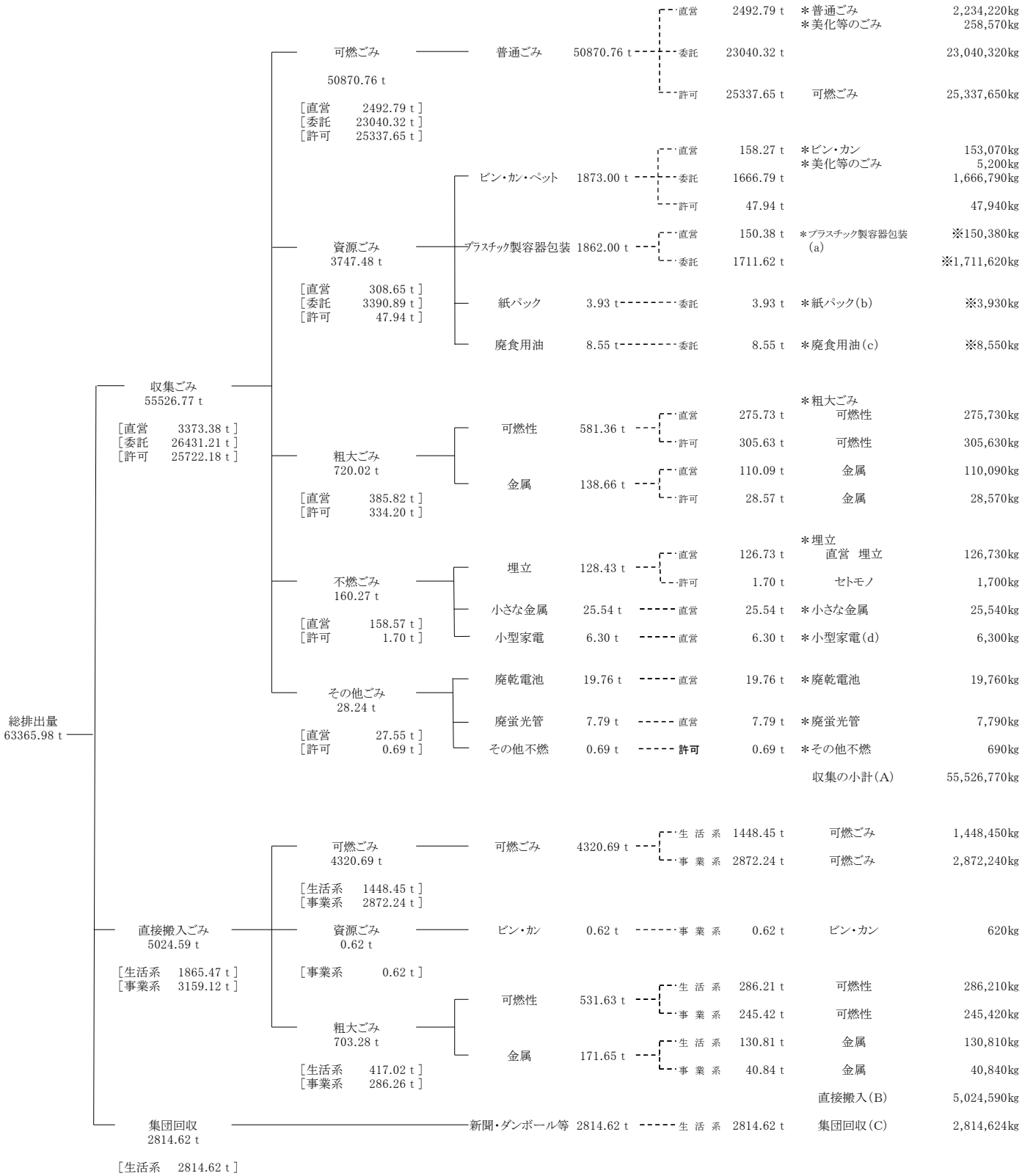
エ　令和７年度　広告物除却活動実施状況

	広告物除去数　（枚）				実施回数
	はり札 はり紙	立看板	広告旗	合計	
登録団体	0	0	0	0	1
廃棄物対策課	16	0	0	16	12
合　計	16	0	0	16	13

7　その他資料

ごみの流れ

令和7年度ごみの流れ（岸和田市）



※直 営	3373.38 t
※委 託	26431.21 t
※許 可	25722.18 t
※直接搬入 生活系	1865.47 t
※直接搬入 事業系	3159.12 t
※集団回収	2814.62 t
合 計	63365.98 t

A＋B＋C＝　63,365,984kg

清掃工場搬入分

(A＋B)－(a＋b＋c＋d)＝　58,670,580kg

岸和田市のごみ処理フローシート

（令和7年度実績）

（単位：t）

収集ごみ＋直接搬入ごみ

可燃ごみ		50870.76
	生活系	25533.11
	事業系	25337.65
資源ごみ		3747.48
	生活系	3699.54
	事業系	47.94
粗大ごみ		720.02
	生活系（可燃）	275.73
	生活系（不燃）	110.09
	事業系（可燃）	305.63
	事業系（不燃）	28.57
不燃ごみ		160.27
	生活系（埋立）	126.73
	生活系（金属）	25.54
	生活系（小型家電）	6.30
	事業系（埋立）	1.70
その他ごみ		28.24
	廃蛍光管	7.79
	廃乾電池	19.76
	その他不燃	0.69
直接搬入ごみ		5024.59
	可燃	4320.69
	粗大ごみ	703.28
	資源	0.62
集団回収		2814.62
総排出量		63365.98
計画収集人口		185,810
総人口		185,810

直接焼却量 55191.45

焼却施設 57156.77

焼却残渣の埋立 6677.96

資源化量 0.00

366.40

処理残渣の焼却 1965.32

最終処分場 6980.32

処理残渣の埋立 302.36

粗大ごみ処理施設

資源化

スチール	290.09
アルミ	2.43
その他	49.54
その他資源	0.00
可燃	493.30
破砕	619.69
埋立（ｾﾄﾓﾉ等）	302.36
残渣	156.48
アルミ外部	8.32
その他	13.98

1936.19

処理残渣の焼却 1283.45

処理残渣の埋立 302.36

資源化量 350.38

1577.27

焼却以外の中間処理施設 5347.43

7.48

その他の資源化等を行う施設

資源化

スチール	162.23
アルミ	156.95
びん	325.48
カレット	418.97
ペット	392.48
廃蛍光管	8.41
廃乾電池	26.62
小型家電	6.30
廃プラ（容）	1454.44
廃プラ（フ）	143.89
残渣	420.25
その他	261.62

3770.16

3777.64

処理残渣の焼却 681.87

処理残渣の埋立 0.00

資源化量 3095.77

3446.15

直接資源化量 12.48

資源化量合計 3458.63

集団回収 2814.62

リサイクル率 資源化量（集団回収含む）÷総排出量×100 9.90%

Memo